荒川区地域福祉活動計画

# 第4期

令和5年度～9年度

# あらかわ粋・活計画

（いきいき）

荒川区社会福祉協議会

©ARAKAWA SHAKYO
ひらりちゃん

# 目次


02　はじめに
03　答申にあたって
04　基本理念と計画の枠組み
06　第4期計画の4つの柱

07　Ⅰ.みんなで支えあえるまちにしよう
13　1.町会・自治会、民生委員・児童委員とともに
15　2.身近な居場所づくりを進める
17　3.誰もが活躍できる場づくりを進める
19　4.多様な団体・企業が協働して新たな支援を生み出す

21　Ⅱ.一人ひとりを大切にしあうまちにしよう
25　1.「心のバリアフリー」を進める
27　2.「困った」が言える「困った」に気づける
29　3.あらゆる人が自分らしく生きることを支える

31　Ⅲ.災害時に助けあえるまちにしよう
36　1.災害時要配慮者支援の取り組みを進める
38　2.災害ボランティアセンターの機能を確立する

40　Ⅶ.「あらかわ粋・活計画」を推進するための荒川社協の体制整備
42　計画の推進と評価


# 資料編


44　荒川区地域福祉活動計画第四期「あらかわ粋・活計画」策定委員会 委員名簿
45　荒川区地域福祉活動計画第四期「あらかわ粋・活計画」策定委員会経過
46　荒川区地域福祉活動計画 第四期「あらかわ粋・活計画」策定委員会設置要綱
47　荒川区地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱
48　荒川区内の町会の現況について/町会・自治会に対する主な助成金について/世帯別住居形態の推移について
50　「ふれあい粋・活サロン」地域懇談会報告
52　ボランティア活動・当事者活動者 懇談会報告
54　「ふれあい粋・活サロン」一覧
56　荒川ボランティセンター登録団体
58　あらかわ子ども応援ネットワークに所属する子どもの居場所・食事支援・学習支援・仲間づくり団体
59　用語解説

## はじめに

第3期「あらかわ粋・活計画（平成30年度～令和4年度）」の後半の3年間は、新型コロナウイルス感染症への対応を余儀なくされ、それまでは当たり前と思っていた日常生活が大きく様変わりしました。

コロナ禍では、感染の拡大を防ぐため「新しい生活様式」での暮らし方が提唱され、それに慣れていくことが求められました。ふれあい粋・活サロンをはじめ、住民の方々の力をお借りして、住民と一緒に進めてきた荒川区社会福祉協議会の様々な地域活動も大きな制約を受け、一時期は活動を休止または縮小せざるを得ませんでした。

そうした中で、外出機会の減少などにより高齢者のフレイルのリスクが高まる等の悪影響が生じたほか、生活困窮者の増加や経済格差の拡大、社会や地域からの孤立、8050問題、ひきこもり、不登校など様々な課題が顕在化しています。

また、新たな感染症の大流行という非常事態を通して、多くの方が、何気ない日常での挨拶や会話、人と人との交流の大切さを再認識させられました。

新型コロナウイルス感染症については、本年1月、専門家の議論を踏まえて開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけることが決定され、これまで講じてきた各種の政策や措置について見直しを行うこととされています。

コロナ禍での様々な制約等から解放される日は、近いのかもしれません。しかし、それは、手放しで喜べることだけではありません。私たちには、この3年間に顕在化した課題に向き合い、解決や改善等のために覚悟を持って取り組んでいくことが求められています。

そのために必要なことの一つは、「つながり」の再生と強化ではないでしょうか。

○日常生活に困難を抱えた方を地域で支えていく助け合いの力

○世帯が抱える複合化・複雑化した課題を解きほぐしていく多様な支援機関の連携と協働

○生きづらさを抱えた方を包み込むことができる地域社会づくり

それらの基礎となるのは、人と人とのつながりだと思います。

まさに今、地域社会を構成する区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉団体、福祉施設、商店街、企業、行政などが力を合わせ、荒川区社会福祉協議会の基本理念である「誰もが安心して暮らし続けられる街 ～互いに支え合う「地域力」のあるまち～」を実現するための取り組みを力強く進めていく必要があります。

この第4期「あらかわ粋・活計画」は、国が提唱している「地域共生社会の構築」や「重層的支援体制の整備」も念頭に置きながら、社会情勢の変化などに伴って生じた課題、特にコロナ禍で顕在化した様々な課題に対応していくとともに、「誰もが安心して暮らし続けられる街 あらかわ」づくりに向けた「道しるべ」として、今後5年間の取り組みを明らかにするものです。

この計画をもとに、人と人とのつながりを土台として、それぞれが持つ力を縦糸と横糸を織り込んでいくように、みんなで荒川区の地域福祉という布を織りあげていきましょう。

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会
会長　笠島 伸介

## 答申にあたって

これまで、荒川区民の地域福祉活動は、様々な分野で、多くの人たちによって、広がってきました。今後5年間の「第4期あらかわ粋・活計画（令和5～9年度の荒川区地域福祉活動計画）」は、これまでの地域福祉活動の蓄積の上に、そして区民の多くの人の声を踏まえ作成しました。第4期計画の4つの柱として、「Ⅰ みんなで支えあえるまちにしよう」、「Ⅱ 一人ひとりを大切にしあうまちにしよう」、「Ⅲ 災害時に助けあえるまちにしよう」「Ⅳ あらかわ粋・活計画」を推進するための荒川社協の体制整備」としました。

「第1期あらかわ粋・活計画（平成20～24度）」によって地域福祉活動は、町会・自治会を中心に「ふれあい粋・活サロン」活動が行われ区内に定着しました。育児に困っている若いお母さんや孤立した高齢者の「行き場」「交流の場」「学びの場」が広がりました。また、3.11東日本大震災の被災者支援が、従来の枠を超えた地域福祉活動として広がりました。さらに「障がいのある人の親なき後の地域生活支援」も広がりました。

「第2期あらかわ粋・活計画（平成25～29年度）」によって地域福祉活動は、町会・自治会や当事者団体を中心にした「ふれあい粋・活サロン」活動としていっそう広がりました。「行き場」「交流の場」「学びの場」が広がりました。地域福祉活動の推進にとって、新たな“エネルギー”となってきました。

「第3期あらかわ粋・活計画（平成30～34年度）」によって地域福祉活動は、地域福祉活動の担い手の継承・発展を図るために、若い人たちへどう活動をつないでいくかを課題にして取り組まれ、新たな担い手の広がりも見られるようになりました。

「第4期あらかわ粋・活計画（令和5～9年度」では、第1期～第3期での地域福祉活動の実績を踏まえています。いろいろな分野に広がった地域福祉活動を相互に結びつけ、いっそう大きな地域福祉活動にしていくことを目標にしています。また、近年の国や自治体の地域福祉についての新たな考え方を踏まえています。とくに、地域福祉を行政と地域住民が協働して取り組むようになったことを踏まえ、区と地域福祉活動を結びつけることを目標にしています。

最後に、計画策定にご協力いただいた、区民の方々、行政の方々、そして荒川区社会福祉協議会の職員の方々に、策定委員会を代表して、感謝申し上げます。

荒川区地域福祉活動計画第4期「あらかわ粋・活計画」策定委員会
委員長 太田貞司

## 1. 基本理念

誰もが安心して暮らし続けられる街 ― 互いに支え助け合う「地域力」のあるまち ―

荒川区には、豊かな下町人情が今も地域に根付いており、住民同士が助け合う気持ちが残っています。こうした“周りの人たちを思いやる心”こそが荒川区の「地域力」の原点です。

年を取っても、人生の途中にたいへんな事があったとしても、自分を受け入れ、支えてくれる人たちの中で暮らせること、誰もが何かの役に立つ場があること、住み慣れた土地で安心して暮らせることは、多くの人の幸せの基盤であると考えます。

こうした思いを込めて、荒川区社会福祉協議会（以下「荒川社協」と言います。）は、「誰もが安心して暮らし続けられる街 ～互いに支え助け合う「地域力」のあるまち～　あらかわ」を荒川社協のすべての活動の規範に据え、「あらかわ粋・活計画」の基本理念として掲げてきました。

荒川区に今ある「地域力」を活かし、伝え、新たにつくり出すことができれば、高齢者や障がい者、元気な人、子育て世代、生きづらさを抱える人など「様々な人＝誰も」が安心して暮らし続けられる街の実現に近づきます。「あらかわ粋・活計画」は、地域の方々と一緒に地域福祉を推し進めるための活動計画です。

## 2. 計画の枠組み

（1）第3期計画期間中に生じた課題への対応

第4期計画の策定に当たっては、第3期期間中の取り組みについて、評価・検証するとともに、この5年間に生じた課題等を整理し、今後の対応方向や具体的な事業等の検討を行い、計画化しました。

特に、令和2年度以降の3年間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、日常生活にも制約が加えられた中で、生活困窮者の増大、格差の拡大、社会や地域からの孤立、個人や世帯が抱える問題の複合化・複雑化など、様々な課題が顕在化し、新たな対応が求められました。

こうした課題等への対応の検討に当たっては、地域の方々との対面での懇談会等の開催は数少ないものとなってしまいましたが、様々な形で地域の方々からの声や要望をいただき計画に活かしました。

（2）柱の再編

第4期計画では、第3期計画の7つの柱を4本に集約し、できるだけ重複した記載を避け、わかりやすい内容にまとめました。柱の数は減らしましたが、第3期計画からの事業等の継続性はしっかりと担保しています。それぞれの柱の概要は、以下のとおりです。

①柱Ⅰ：みんなで支えあえるまちにしよう

町会・自治会、民生委員・児童委員をはじめとした地域での活動、ご近所での助け合いの輪を広げ、「身近な居場所」づくりや年齢や性別、障がいの有無などに関わらず「誰もが活躍できる場」づくりを進めるとともに、企業や団体、NPO法人、ボランティア、当事者団体など多様な方々が協働して新たな支援を生み出していくための取り組みを行います。

②柱Ⅱ：一人ひとりを大切にしあうまちにしよう

「一人ひとりを大切にしあうまち」をつくっていきます。そのため、様々な生きづらさを抱える方々を理解し、ともに生きるために必要な「心のバリアフリー」を進め、周りの人たちに「困った」が言えるまち、その「困

った」に気づくことができるまちを目指します。また、あらゆる人が自分らしく生きることを支えるために、権利擁護の取り組みを進めていきます。

③柱Ⅲ：災害時に助けあえるまちにしよう

高齢者や障がい者、子育て中の親子や妊婦、外国籍の方など災害時要配慮者について、地域の方々の理解の促進を図るとともに、支援の取り組みを進めます。また、災害時の混乱した状況の中でも、外部からの支援を効果的に活用し、被災した方々の生活と健康の維持、復旧、復興に役立てていけるよう、支援を必要とする人や地域と外部からの支援者等との調整役を担う災害ボランティアセンターの機能の強化を図ります。

④柱Ⅳ：「あらかわ粋・活計画」を推進するための荒川社協の体制整備

この計画を“道しるべ”として、地域の方々とともに荒川社協の役割を果たし、荒川区の地域力と地域福祉の一層の向上を図っていくための人材や財源、資源の有効活用と確保など、必要な体制の整備に取り組んでいきます。

## Ⅰ みんなで支えあえるまちにしよう

1.町会・自治会、民生委員・児童委員とともに

2.身近な居場所づくりを進める

3.誰もが活躍できる場づくりを進める

4.多様な団体・企業が協働して新たな支援を生み出す

## Ⅱ 一人ひとりを大切にしあうまちにしよう

1.「心のバリアフリー」を進める

2.「困った」が言える「困った」に気づける

3.あらゆる人が自分らしく生きることを支える

## Ⅲ 災害時に助けあえるまちにしよう

1.災害時要配慮者支援の取り組みを進める

2.災害ボランティアセンターの機能を確立する

## Ⅳ 「あらかわ粋・活計画」を推進するための荒川社協の体制整備

# Ⅰ みんなで支えあえるまちにしよう

【現状と課題】

○　区内の地域活動は、これまで、町会・自治会や民生委員・児童委員などを中心に支えられてきました。近年、町会等では、個々に違いがあるものの、全般的には役員のなり手不足と高齢化が進行しており、民生委員・児童委員についても欠員の生じる地区が出ています。今まさに、活動を支える人材の確保や後継者の育成は、今後の地域活動を安定的に継続していく上での共通の課題となっています。

○　地域の方々が町会・自治会に参加し、担い手となっていただくためには、町会等の活動を広く知らせていく必要があります。そのため、荒川社協では、広報紙「社協だより」などで町会等の活動を取り上げてきました。しかし、新聞を購読しない方も増えており、新聞折り込みとなっている社協だよりやあらかわ区報が届かない方がいるのも実情です。また、新しく建設された共同住宅の住民は、管理組合等を通じて町会に加入するものの、町会のお知らせ等も届きにくく、地域との接点が持ちにくい状況も報告されています。

○　民生委員・児童委員については、なり手の確保が難しい一方、地域の方々から日常のちょっとした相談が多く寄せられることに、民生委員・児童委員の仕事の大切さや遣り甲斐を感じるとの声も聞かれます。

○　令和2年以降、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、あらゆる地域活動で感染症対策の徹底が求められるようになり、一時期は行動制限や自粛等により、地域における様々な活動が休止や縮小などを余儀なくされました。

○　町会では、イベント等の中止により、人と人との交流が希薄化し、町会自体の存在感が薄まり、民生委員・児童委員についても、対面での接触が引き続き制限される等、思うように活動できない状況が続いています。荒川社協が展開している「ふれあい粋・活サロン」（以下「粋・活サロン」と言います。）も休止せざるを得なくなるなど、その活動が一時期、中断されました。

○　新型コロナウイルス感染症やその対策のために日常の定期的な活動の機会が失われ、地域包括支援センターには「外出するのが怖い」「ひきこもって足に力が入らなくなった」といった、高齢者の孤立やフレイルのリスクについての相談が寄せられています。

○　粋・活サロンは、町会や自治会、民生委員・児童委員、高年者クラブやボランティアなど地域の担い手が関係機関と協力し、ネットワークを形成して運営を担うことで、高齢者のみならず障がい者や児童、保護者が安心して暮らせるための居場所となっています。

○　令和3年度には、荒川社協の地域ネットワーク課に「地域福祉支援係」を新設し、粋・活サロンをより身近な地域活動と位置づけ、地域福祉コーディネーターがコロナ禍での再開を進めてきました。また、地域福祉コーディネーターは、サロンや居場所に「つなぐ」、「つくる」、「うかがう」をコンセプトに、住民と会い、相談に乗りながら地域活動を支援してきました。

○　令和5年1月末時点では、粋・活サロン92か所のうち66か所が再開されたほか、「ご近所型の粋・活

サロン」（以下「ご近所型サロン」と言います。）も毎年1か所ずつ新たに開設されています。また、サロンの開催に当たっては、2部制や時間短縮、飲食禁止などの感染対策を徹底してきたところであり、飲食については、現在、会話する際はマスクを着用する「マスク会食」を推奨しています。

○　一方、再開にはこぎつけましたが、「コロナ禍前より参加人数が減少している」「定員を設けたことにより参加のハードルが上がってしまった」などの課題もあります。

○　そうした中、荒川社協では、令和4年11月から12月にかけて、粋・活サロンの世話人を集めた「地域懇談会」をエリアごとに実施しました。懇談会では、「コロナ禍において、粋・活サロンは重要な通いの場」「生活情報が得られる場」「地域の中で孤立を防ぐ機会」「人と話がしたい、笑いあいたい、ふれあいたいという素直な気持ちを満たしてくれるのがサロン」といった粋・活サロンの意義が改めて確認されたほか、地域で多世代が交流する機会が減っているとの声も聞かれました。

○　また、第3期計画では、粋・活サロンについて、拠点の拡大よりも見守りや参加者自身の役割づくりなど機能強化を目指し、コロナ禍により活動が縮小する状況下でも、電話での相談や屋外での活動を取り入れることができました。

○　コロナ禍では、地域からの孤立やひきこもり、不登校、薬物やアルコール依存、虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、ひとり親家庭、LGBTQ、差別、経済的困窮、格差の拡大など様々な社会問題が顕在化しました。

○　生きづらさや困り事を抱えている人を支えていくためには、地域での助け合いの輪を広げる必要があります。そのため、子どもや学生、社会人、子育て中の親などの若い世代を含め、活動に参加してくれる人材を幅広く確保するとともに、後継者を育成していくことが欠かせません。様々な世代が関わりやすい活動の機会を設けることは、とても重要な取り組みとなります。

○　その一つとして、地域とのつながりを持ち始める時期となる「子育て」等のきっかけを活かして、親子で参加できるよう既存事業を見直す等、参加しやすい「入口の工夫」が必要となります。

○　第3期計画では、乳幼児親子に焦点を当て、ボランティア活動のプログラムづくりや情報の発信を行ってきました。コロナ禍で対面の活動が難しい状況下においても、オンラインなど非対面の活動を中心に進めてきました。また、サマーボランティアスクールにおいて、非対面のボランティアとして、自宅でできるプログラムを取り入れたところ、小学生等が親子の活動として取り組む例が多く見られました。

○　育児しながら働く親たちが増加する一方で、「ワンオペ育児」などと言われるように、育児のたいへんさと孤独感から、うつ症状に悩む人が多くなっています。こうした世代を支援するためにも、子育て交流サロンや産前産後の支援ボランティア団体、ファミリー・サポート・センター等が連携して、より身近に相談できる場を確保するとともに、地域には支えてくれる人がいることや、人と人とのつながりを実感できる、負担の少ないボランティアプログラムを創出するなどの工夫が求められています。

○　また、第3期計画では、大学生から20歳代の若者を中心とした活動の創出と実施及び若い世代への情報発信を行ってきました。参加した方々には、地域活動や様々な世代の人とつながりたいといった志向や、参画して活動をゼロからつくり上げたいという意思、活動仲間と対面で接したいといった思いがあることがわかりました。同時に、この世代は、学校生活から就職・結婚等とライフステージにおける生活の変化が大きく、気持ちはあるものの、自らが活動の主体となり続けるには相当の工夫を要することもわかりました。

○　令和4年7月に開催した「ボランティア・当事者活動者懇談会」では、「つながりをみんな求めている」「自分のできることがいろいろある、力になりたい」「自分たちの活動や思いを伝えること、他の活動情

報を知ること、相互に関連させながら実施していきたい」「立場・活動の違う人たちと話すことでわかることがある」などの意見が出されました。ボランティア同士の交流の機会が協働を生み出し、活動へのモチベーションを上げるといった効果が感じられました。

○　ひとり暮らし高齢者は、過去30年近く増加し続けており、区内の65歳以上人口に占める割合も令和2年には30%を超えるなど、全国と比較しても高い水準となってます。こうした中、「8050」問題やゴミ屋敷、ペットの多頭飼育など、複数の専門職による連携した対応が求められる案件は、今後さらに増加していくものと思われます。

○　新型コロナウイルス感染症対策として国が実施した生活福祉資金の特例貸付の受付業務を通して、外国籍の方々も日々の生活に窮しているなど、様々な困り事を抱えていることが明らかになりました。
○　日常生活の中でも、区内の資源ごみステーション等には、日本語だけでなく英語や韓国語などの表示もありますが、町会等からは「ゴミ出しの曜日など、ごみの捨て方のマナーを守らない人がいる」という課題が挙がっています。
○　こうした課題は、外国人だけに起因するわけではありませんが、多様な外国籍の住民がともに暮らしている区内において、地域における相互理解を深めていくことには言葉や文化の壁など、さらなる難しさがあります。

○　令和3年4月には改正社会福祉法が施行され、ひきこもりなどを含む住民への参加支援等の一体的な対応が具体的な事業として位置づけられました。誰もが活動に参加し、活躍できる地域社会を目指すことが強く求められています。
○　障がいなども含め、生きづらさを抱える当事者たちには、その貴重な経験や思いを表現・発信していくこと、そして自身の強みを活かして社会の中での自らの活躍の場を創りだしていくことを通して、社会に影響を与え、より良い変革をもたらす大きな力と可能性があります。当事者の能力が様々な場面で活かされ、社会の一員として、その人の強みが適正に評価されることは、地域共生社会を目指す上で不可欠と言えます。
○　当事者の人たちが社会の中での自らの役割に対する肯定感を高めていくためには、様々な人と交流や対話のできる場づくり、地域の中で活躍できる場づくりなどを進めることが必要です。

○　生きづらさを抱えると、他者の理解が得られないという思いから、社会や地域からの孤立感を一層深め、さらに困難な状況に陥るリスクが高まります。こうした悪循環を断ち切るためには、生きづらさを抱える人たちが、同じ思いを抱く人たちや支えたいと思っている人たちと出会い、共感し、助け合い、支え合うことのできる「居場所」が必要となります。
○　認知症の高齢者やひきこもり、不登校、家族介護者や聴覚障がいのある高齢者、シングルマザー、子ども食堂など、何らかのテーマに基づいた交流や相談を目的に、家族や当事者などの人たちが情報交換や交流のできる居場所づくりとして「テーマ型の粋・活サロン」（以下「テーマ型サロン」と言います。）も活発に行われており、令和4年度には32か所となっています。
○　令和3年6月には、子どもが不登校の経験を持つ親の会「不登校支援えふリズム」が設立され、テーマ型サロンとして講演会や交流会、ランチ会などを開催しています。同じ悩みをもつ親への相談や思いを共有する場所として認知され始めています。

○　令和3年5月には、「自分の性自認や性的指向に関わらず、セクシュアルマイノリティに対してフレンドリーな人、差別をしない人、様々な活動を一緒にしてくれる人」を意味する『アライ』という言葉を冠した「アライな当事者会」が発足し、何らかの生きづらさを抱えた当事者が集まる「アライな虹サロン」を継続的に開催しています。

○　町屋にある「子ども村ホッとステーション」は、不登校の子どもたちの居場所に加え、ひきこもり経験者、若年性認知症の方やボランティアなど、子どもから高齢者まで、世代や属性を問わず思い思いに過ごし、緩やかに交流できる空間「ユニバーサルステーション」を運営するなど、あらゆる人の居場所としても機能しており、全国的にも注目される活動となっています。

○　「子ども村ホッとステーション」に代表される多機能・多世代型の常設的な居場所をつくるには、経験豊富な担い手が一か所に多くいることが必要となり、また、継続的な運営のための資金面など、設置・運営のハードルが非常に高いといった課題があります。

○　近年、ビジネスの手法で地域課題の解決を図る「コミュニティビジネス」や就労に困難を抱える方が必要なサポートを受けながら、他の従業員とともに働く「ソーシャルファーム」など働き方も多様になってきており、住民の様々な活動の可能性が広がっています。

○　区内で活動する多様な団体、企業等の力を合わせていくことが、誰もが住みやすい街づくりには不可欠です。複数の主体が同じ目的や課題の解決に向かって、それぞれができることや得意なことに力を出し合い、一緒に行動していくことを「協働」と言います。その協働によって、互いが持っている強みを掛け合わせることにより高い相乗効果が生まれ、一つの団体だけではできない新たな活動が生み出されることが期待できます。

○　協働には、ボランティアコーディネーターや地域福祉コーディネーター等の専門職だけでなく、地域活動やボランティア活動の担い手でありコーディネート力のある地域住民の存在が欠かせません。その住民コーディネーターの中には、新たに30～50歳代の世代の活躍が見られるようになってきています。

○　区内の地域活動団体の状況としては、令和5年1月末現在、荒川ボランティアセンターの登録団体が82団体、区内に主たる事務所があるNPO法人が82団体、あらかわ子ども応援ネットワークに所属する子どもの居場所・食堂・学習支援団体が26団体、障害者福祉会館（アクロスあらかわ）に登録している障害者福祉推進団体（当事者団体・ボランティア団体）が65団体となっています。この他に、荒川社協として、町会・自治会、民生委員・児童委員、高年者クラブ、福祉関係団体、当事者団体、企業、商店街、経済団体、スポーツ団体、社会教育関係団体等とのつながりを持っています。

○　荒川ボランティアセンターでは、区内のNPO法人について令和2年度に活動実態調査を実施し、令和3年度からボランティア情報紙「あらんてあ」で毎号、NPO法人を紹介する記事の掲載を開始し、令和4・5年度にはNPO法人向けの講座を開催しました。

○　区内で施設や事業所を運営する社会福祉法人の連絡会が令和2年8月に発足しました。令和5年1月末現在で25法人・57事業所が参加しており、定例会を開催するほか、各事業所が孤立しがちな世帯への食料支援の拠点を担う「パントリー事業」や、使用済み切手や書き損じハガキなどの回収の拠点を担う「リサイクル事業」に取り組んでいます。今後も、各法人と連携して、これらの事業を展開していくとともに、地域のニーズに応じ、各法人の特性を活かしたコーディネートを行っていくことが必要です。

○　「あらかわ子ども応援ネットワーク」では、子ども食堂・子どもの居場所等、行政、荒川社協、各種関係

機関が参加し、定例会や学習会の開催、パントリー事業等を実施しています。コロナ禍において、生活困窮者やひとり親への支援がクローズアップされ、食料や生活必需品の寄付の問い合わせが大きく増え、同ネットワークが受け皿の役割を果たしました。寄付をきっかけに、子どもを取り巻く環境への関心を高め、継続的に支援を行う企業とのつながりも生まれました。

○ 社会貢献活動やSDGsに対する企業の関心が高まっています。そのため、企業からの寄付が大幅に増加し、SDGsやその他の社会貢献活動についての問い合わせも増えています。特に、物品寄付についての相談が多い状況です。企業の本業を生かした講座やイベント、社員のボランティア活動の推進から、災害備蓄の入れ替えによる寄付、企業商品の寄付、社員に呼びかけて集めた物品の寄付等、様々ご相談を受け、地域とつないでいます。

○ これまで荒川社協が育んできた企業やNPO法人、社会福祉法人等とのつながりを活かし、社会貢献活動等への関心の高まりの気運に乗じて、セクターの垣根を越えて多様な団体が交わり、アイデアを出し合い、民間の力を有機的に組み合わせて社会課題の解決に寄与できるよう、コーディネートしていくことが必要とされています。

○ 異なる業種間の協働を成立させるためには、それぞれのニーズの把握や連絡調整等を円滑に行うことのできるコーディネーターが必要であり、荒川社協としても職員のコーディネート力の向上が求められています。

◆粋・活サロン

社会参加や交流、見守り合い、支え合い、孤立の防止、困り事の発見や相談できる場として、住民の方々が運営していただいている、人々の集いの場です。町会の方々や民生委員・児童委員をはじめ、商店街や地域の方々と福祉の関係機関や行政、警察、消防など生活に関わる様々な部署が顔を合わせ、ネットワークをつくる場でもあり、関係機関がアウトリーチできる場でもあります。

◆ご近所型サロン（旧：地区別ふれあい粋・活サロン）

それぞれの地域の町会会館やマンションの集会室、ふれあい館等の身近な場所を会場に、ご近所の方（現在は高齢者の方が中心）が気軽に集まり、交流するサロンです。町会や自治会、民生委員・児童委員、高年者クラブ、ボランティアの方など様々な方々が主催し、運営しています。各サロンの内容は、おしゃべりはもちろん、体操や脳トレ、レクリエーションや歌、演芸など様々です。多くは月1回程度開催しています。

◆テーマ型サロン（旧：テーマ別ふれあい粋・活サロン、介護予防型ふれあい粋・活サロン・子育てふれあい粋・活サロン）

生きづらさを抱えた方や同じ課題や困り事を持つ方々の居場所であり、相談し支え合える場です。障がい、介護、認知症、ひきこもり、不登校、ひとり親、多文化など様々なテーマのサロンがあります。それぞれの課題の当事者や元当事者、支援者が主催しています。現在、子ども食堂や地域食堂などもテーマ型サロンとして登録しています。多くは月1回程度開催しています。

◆ひきこもりについては、平成30年度の「生活に関する調査」（内閣府）からの推計によると、全国の満40～64歳のうち「ひきこもり状態」にある方は61.3万人とされ、人口に占める割合は1.45%です。この数値をもとに、区内の中年層のひきこもりの人数を計算すると1,090人程度となります。

◆同じく、平成27年度の満15～39歳の方を対象にした「若者の生活に関する調査」（内閣府）では、人口の1.57%に当たる54.1万人がひきこもり状態にあるとされています。この数値を用いた場合、区内の若年層のひきこもりの人数は1,060人程度となります。

◆また、内閣府によれば、全国の満15～34歳のうち、家事も通学も通勤もしていない方の同世代に占める割合は、平成24年で2.3%となっています。その割合から計算した区内の若年無業者は1,200人程度となります。

※いずれも令和5年1月1日時点の荒川区の住民基本台帳人口を用いた算定結果

## Ⅰ-1　町会・自治会、民生委員・児童委員とともに

【事業の方向】

荒川区では、下町らしい人情味あふれる「助け合いの精神」が育まれ、ごく自然に日常生活の中で、「助け合いの精神」に根差した相互扶助活動が昔から行われてきました。こうした地域の助け合いは、薄れてきたとはいえ、今なお残っている現状があります。

一方で、つくばエクスプレスや日暮里舎人ライナー等の交通網の整備に伴い、共同住宅が区内各地で建設され、人口の増加の一因となっています。

新たに共同住宅に入居された区民は、対話の窓口が管理組合になることから、直接、アプローチできない場合が多く、役員募集を含めた町会活動が伝わりにくい状況が続いています。

こうした状況から、これまでの町会活動の周知を継続するとともに、新たに共同住宅に入居された区民も参加しやすいような町会活動に焦点を当てて広報し、町会活動を支える人材の確保や後継者の育成とともに、安定的な町会活動の継続に寄与します。

また、民生委員・児童委員についても、人材の確保は喫緊の課題であることから、荒川社協の広報媒体を通じて、民生委員・児童委員の活動の大切さや遣り甲斐等を周知していきます。

さらに、日頃から情報の提供や共有を行うなどして、民生委員・児童委員の活動をサポートしていきます。

【具体的な事業】

①荒川社協の広報媒体を通じて、町会・自治会の地域福祉活動の周知を図ります。また、新たな共同住宅の入居者も参加しやすいような活動に焦点を当てた広報を行います。

②やさしい日本語講座を開催します。講座の開催に当たっては、わかりやすいごみ出しのルール説明など日常生活に根ざした内容を加味します。

③町会・自治会にオンライン会議開催のサポートや機材の貸出を行います。

④荒川社協の広報媒体を通じて、民生委員・児童委員活動の周知を図ります。

⑤各部署から地区民協や各部会に参加し、情報提供及び情報共有を図ります。

⑥民生委員・児童委員へのモバイル PC 導入に伴い、PC の使用上のサポートを行います。

【年次計画】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="5">①荒川社協の広報媒体を通じた町会・自治会活動の周知<br>②日常生活に焦点を当てたやさしい日本語教室の開催<br>③町会・自治会のオンライン会議のサポート<br>④荒川社協の広報媒体を通じた民生委員・児童委員活動の周知<br>⑤地区民協・各部会への参加<br>⑥民生委員・児童委員へのＩＴ支援</td></tr>
<tr><td rowspan="7">年次計画</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td><td>令和９年度</td></tr>
<tr><td>①実施 →</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>②ニーズ等の確認・調査 →</td><td></td><td>実施</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>③モデル町会選定・実施 →</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>④実施 →</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑤実施 →</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑥実施 →</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

【荒川社協の取り組み】

◇①～⑥の実施

◇①～③の町会・自治会への支援に当たっては、荒川区（区民生活部区民課）と連携するとともに、東京都の補助金（地域の底力発展事業助成）申請のサポートを行う。

◇④～⑥の民生委員・児童委員への支援は、荒川区（福祉部福祉推進課等）と連携して行う。

## Ⅰ-2　身近な居場所づくりを進める

【事業の方向】

ご近所型サロンを通して、参加する住民の孤立を予防するとともに、暮らしに役立つ情報を届けて、ご近所のつながりを強化していきます。また、現在は主に一般高齢者が集うご近所型サロンに多世代交流を取り入れ、身近な生活空間であるご近所での多世代のつながりづくりを進めていきます。

区内に 30 か所以上あるテーマ型サロンの情報を、ニーズを持つ人たちに届け、ニーズに合ったテーマ型サロンとつながれるようコーディネートしていくことで、家族の介護やひきこもり、不登校、シングルマザーなど様々な課題を抱える人たちを受け入れ、支え合える土壌としていきます。

また、複数の課題を抱える方が、ニーズに合う複数のテーマ型サロンにつながり、複数の支援団体が連携し合ってその方を支えられるように、サロンの世話人の相互交流や地域福祉コーディネーターによるサロン同士をつなげる支援、サロンとボランティア団体等をつなげる交流の機会の創出などを行っていきます。

併せて、ご近所型サロンやテーマ型サロンに参加したいといった住民の声をキャッチし、つなげていくと同時に、こうしたサロンをつくりたいという方々を支援することで、支え合いの場がしっかりと地域に根付き、より豊かになっていくことを目指します。

ひきこもりへの対応については、荒川区と協働して、居場所づくりに取り組んでいくこととしており、すでに住民主体の粋・活サロン活動として展開されている、ひきこもり家族会「荒川たびだちの会」や当事者のサロン「アライな虹サロン」等との連携や、ひきこもりを含む様々な生きづらさを抱えた方々への対応について検討し、順次、具体化を図っていきます。

【具体的な事業】

①ご近所型サロンへの支援促進と多世代活動の導入

ご近所型サロンへの支援を進めるとともに、地域の児童や保護者、児童施設などとの交流イベント等を取り入れていきます。

②テーマ型サロンの支援と理解促進

テーマ型サロンについては、既存のサロンの支援とともに、社会課題に対応できる居場所を作りたい、手伝いたいといった方を支援します。そして、参加したい気持ちがあるものの一歩が踏み出せない場合は、誘い続ける、同行するなどの対応を行います。また、ご近所型サロンは身近な居場所として、テーマ型サロンは同じ課題を持った仲間に出会い支え合える場所として、理解促進を図るための周知活動を行います。

③粋・活サロン同士やボランティア団体の交流・情報共有の機会の創出

高齢者介護相談の粋・活サロンにヤングケアラーの課題を持ちかける、互いのテーマや活動を知る機会を創出する等、分野を超えたつながりづくりを目指した周知活動等を行います。

④ひきこもりの方の居場所づくり（ひきこもり支援事業の実施）と様々な生きづらさを抱えた方々への対応

ひきこもりの方を対象とした新しい居場所づくりを行います。併せて、ひきこもりを含む様々な生きづらさを抱えた方々への対応について検討し、順次、具体化していきます。

【年次計画】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業内容 | ①ご近所型サロンへの支援促進と多世代活動の導入<br>②テーマ型サロンの支援と理解促進<br>③粋・活サロン同士やボランティア団体の交流・情報共有の機会の創出<br>④ひきこもりの方の居場所づくりと様々な生きづらさを抱えた方々への対応 | | | | |
| 年次計画 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| | ①実施→ | | | | |
| | ②実施→ | | | | |
| | ③実施→ | | | | |
| | ④実施→ | | | | |

【荒川社協の取り組み】

◇ご近所型サロンへの支援促進と多世代活動の導入

◇テーマ型サロンの支援と理解促進

◇粋・活サロン同士やボランティア団体の交流・情報共有の機会の創出

◇地域福祉支援係の役割の明確化

◇ひきこもりの方の居場所づくり（ひきこもり支援事業の実施）

◇様々な生きづらさを抱えた方々への対応検討、具体化

## Ⅰ-3　誰もが活躍できる場づくりを進める

【事業の方向】

様々な活動の中での体験学習や交流、協働を通して、世代や障がいの有無等に関わらず、誰もが一人ひとりの持つ力を地域で活かすことができ、一人ひとりが必要とされ認め合える地域づくりを目指します。

障がいなども含め、生きづらさを抱える当事者の強みを活かした活躍の場の創出、多様な住民が参加できるボランティア活動づくりに向けて、個別のコーディネートやサポートを行っていきます。また、区内福祉施設や団体等と協力し、それらの活動の場を広げていきます。

自宅でもできる、または、対面で会うことができなくても実施可能なボランティア活動プログラムやその仕組みを創出し、サポートしていきます。

大学生や 20 歳代の若者、子育て中の親子など、若い世代が取り組みやすいボランティアプログラムを実施します。

様々な活動やイベントにおいて、関わる住民が主体的に役割を担える機会をつくります。

多世代の多様な方々が地域の活動やボランティア活動の情報にふれられるよう、紙媒体・掲示板・ホームページ・SNS 等の広報媒体を通して情報を発信します。

【具体的な事業】

＜地域ネットワーク課＞

①多世代の多様な方々が、一人ひとりに合ったボランティア活動や地域活動につながるよう、ボランティア活動プログラムを多様化します。

1) “気軽にできる”、“一人でできる”、“課題解決に直接携わる”など、ボランティア活動プログラムを多様化します。

2) 障がいを含め、生きづらさを抱えた方が自発的に取り組めるプログラムや多様な生きづらさを抱えた当事者の強みを活かした活動をコーディネートしサポートします。

3) ボランティア活動環境（対面・自宅・オンライン・電話・手紙など）の多様化を図ります。

4) 多様な方々がボランティア活動をできる場を広げるため、福祉施設や団体向けの研修等を行うほか、様々な特性の方が一緒に活動し、お互いを活かし合える場や活動をつくっていきます。

②若い世代（子ども及び子育て世代）の活動を促進します。

1) 子ども（0 ～ 18 歳）と親が取り組めるボランティア活動を進めていきます。

2) 大学のボランティアセンター等と協働し、学生等を中心としたボランティア活動やイベントを行います。卒業生も気軽に参加できる仕組みとし、活動の継続を図ります。

③多世代の多様な方々が地域の活動やボランティア活動の情報にふれられるよう、広報活動を進めます。

1) 福祉まつりやボランティアフェスト、出前ボランティア講座など、誰もが参加しやすいイベントを実施します。

2) ボランティアの情報、地域の活動や地域で活躍する地域福祉団体・ボランティア団体の情報を紙媒体・ホームページ・SNS などで発信していきます。

＜施設課＞

④障がいのある施設利用者の活躍の場づくりとして、リサイクルやリユースの活動に取り組みます。

⑤活動を希望する多様な当事者の強みに着目した活動の場づくり等を含むコーディネートを強化します。

【年次計画】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業内容 | ①多様なボランティアプログラムづくりと研修<br>②若い世代のボランティア参加促進<br>③ボランティア活動の広報<br>④障がいのある施設利用者によるリサイクルやリユース活動<br>⑤障がい者施設での多様な当事者の活躍の場づくり | | | | |
| 年次計画 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| | ①実施 → | | | | |
| | ②実施 → | | | | |
| | ③実施 → | | | | |
| | ④実施準備（関係団体、企業等との調整等含む） → | 周知及び実施 | 実施 → | | |
| | ⑤実施 | | | | |

【荒川社協の取り組み】

◇多様なボランティア活動プログラムづくり

◇イベントや広報による多世代に向けたボランティア活動の周知

◇ボランティア相談を活動につなげるコーディネート

◇障がい当事者・生きづらさを抱えた方などの強みの発見と活動の創出

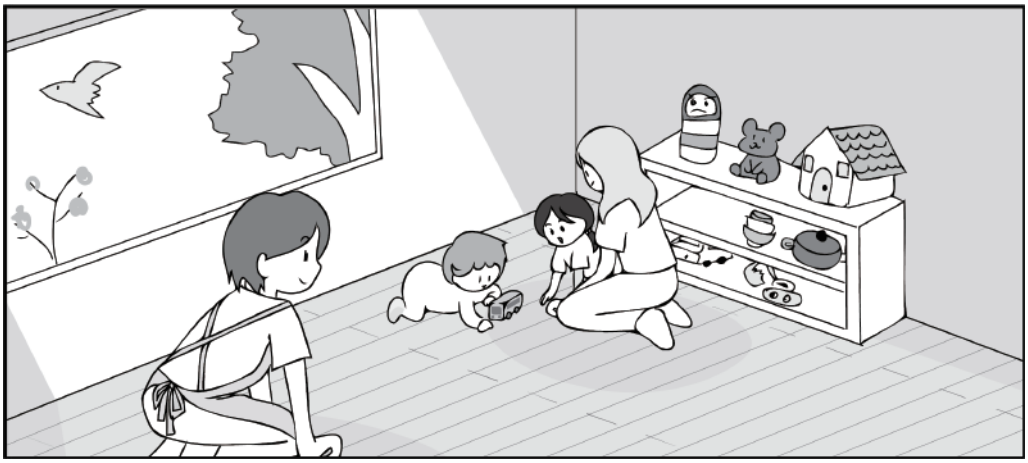

## Ⅰ-4　多様な団体・企業が協働して新たな支援を生み出す

【事業の方向】

地域の社会課題の解決には、NPO 法人やボランティア団体、社会福祉法人、企業等の力とそれらが協働するためのプラットフォームの拡大が必要です。

そのため、区内の多様な団体や企業等の持てる力を社会課題の解決につなげるための支援を荒川社協が行うともに、分野ごとのプラットフォームまたは分野に依らない緩やかに集まることのできるプラットフォームの構築を目指した連絡会や講座、イベント等を実施します。

多様な団体・企業等が地域への貢献意識を高めていることを受け止め、企業の社会貢献活動を支援し、地域のニーズとつなぐ役割を果たしていきます。地域に貢献できるメニューを幅広く持ち、周知・提案するとともに、各企業の要望や強み、供出できる資源等をアセスメントし、地域の抱える課題の共有を図り、地域の他団体と協働実施する等の提案を行い、社会貢献プログラムをオーダーメイドで創出する方向でも進めていきます。

社会福祉法人連絡会においては、各社会福祉法人の高い専門性と公共性を活かし、地域の課題を共有し、取り組みを検討してきます。

同じ地域で活動する団体同士が知り合い、協働するための情報源となるよう、区内の地域福祉活動団体や当事者団体、NPO 法人について、ホームページ等の広報媒体で紹介していくほか、出会い、つながれる機会をつくります。

福祉まつりやサマーボランティアスクール、ユニバーサルウォーク、ボランティアフェスト等々、荒川社協が多くの団体とともに行うイベントにおいては、既存の参加団体の枠に無い団体や企業等との協働を常に意識し、協働の機会創出につなげていきます。また、地域の課題を共有し、ともに考える機会としていきます。

地域の福祉的課題の解決に向け、ともに考える場づくりや、荒川区で活動する多様な当事者団体の力を活かし、他団体との協働を生み出していきます。

【具体的な事業】

①企業が地域に貢献できる幅広いメニューを用意し、または企業とともに創出し、地域の企業の社会貢献活動を支援します。また、その取り組みを周知していきます。

②社会福祉法人連絡会において、地域課題に向けた取り組みを検討し実施します。

③ホームページや SNS 等を通じて、地域活動団体や NPO 法人の紹介、活動の周知、企業の社会貢献活動の紹介等を行っていきます。

④地域の課題を解決する協働を生み出すきっかけづくりや協働の取り組みにつなげるため、団体等向けに地域の福祉的課題を共有し考えるイベントや講座、当事者団体等との出会いの機会づくりなどを実施し、その後の協働のコーディネートを行っていきます（ボランティアフェスト・福祉まつり等）。

⑤NPO 法人・ボランティア団体・当事者団体を支援するとともに、ニーズに応じた講座等を実施します。

【年次計画】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業内容 | ①企業の社会貢献活動支援<br>②社会福祉法人連絡会の取り組み<br>③団体・企業の社会貢献活動の紹介<br>④協働を生み出すイベントや講座の開催とコーディネート<br>⑤団体ニーズに応じた講座の実施 | | | | |
| 年次計画 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| | ①実施 → | | | | |
| | ②実施 → | | | | |
| | ③実施 → | | | | |
| | ④実施 → | | | | |
| | ⑤実施 → | | | | |

【荒川社協の取り組み】

◇ご近所型サロンへの支援促進と多世代活動の導入

◇テーマ型サロンの支援と理解促進

◇粋・活サロン同士やボランティア団体の交流・情報共有の機会の創出

◇地域福祉支援係の役割の明確化

◇ひきこもりの方の居場所づくり（ひきこもり支援事業の実施）

◇様々な生きづらさを抱えた方々への対応検討、具体化

# Ⅱ 一人ひとりを大切にしあうまちにしよう

【現状と課題】

○ 社会の中には異質なものを排除しようとする傾向があり、人々の在り方が多様化し、多くのマイノリティが生まれている現代において、「自分は理解してもらえない、受け入れてもらえない」という不安感を抱える人は増加しています。

○ そして、障がいやひきこもり、薬物・アルコール依存、DV、被虐待経験、LGBTQ、成育歴からの経験不足、ひとり親家庭など、近年では「生きづらさ」も多様化しています。

○ これらの社会的な課題は、新型コロナウイルス感染症の流行やその後の社会・経済活動の停滞等により大きく顕在化し、「社会的排除」から「包摂」や「連帯」を希求する方向へ、人々の意識が大きく変化してきています。

○ その人の「弱さ」も含め、一人ひとりを尊重できる地域をつくることは、お互いの違いを受け入れられることと同時に、自分に何かが起こっても排除されない安心感につながります。

○ 多様性への理解が進むような機会を増やすことを通して、お互いを認め合い、大切にし合う感覚を地域の中に醸成していくことが求められています。

○ 政府広報オンラインによれば、社会の中で人々の共生を阻む「バリア」には、一般的に以下の４つの類型があるとされています。

①物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物等において、移動面等の困難をもたらすバリア

②制度的なバリア

社会のルールや制度により、障がいのある人などが能力以前に機会を奪われるバリア

③文化・情報面のバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリア

④意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など障がいのある人などを受け入れないバリア

○ 福祉教育の分野で用いられてきた、いわゆる「心のバリアフリー」とは、この４つのバリアのうち「意識上のバリア」に関係しています。偏見や固定観念など、心の中に潜む目に見えない壁をなくして、年齢や性別、障がいの有無、文化や国籍等も含め、互いの違いを認め合える状態を指し、住民の誰もが住みやすい社会を実現するためのテーマなのです。

○ 心のバリアフリーを進めるためには、障害福祉など「制度により確立された対象者」への理解を進めるというだけでなく、目の前や隣にいる様々な人の置かれた状況をより主体的に認識し、「もし自分だったら、きっとこうしたい、こうしてほしい」と感じることを、相手の身になって周囲へ呼びかけながら、ともに行動できる力を多くの人が養っていく必要があります。この進め方は、次の３つの段階に分けることができます。

①「知る・気づく」

社会にあるバリアに気づき、困っている人がいることに気づくこと

②「認める・伝える」
その人の思いや権利を大切に思い、困った状況を周囲に伝えること
③「支え合う」
自分のできる「バリアを取り除く行動」をすること

○　心のバリアフリーを進める上では、従来型の福祉教育プログラムでの講義に加え、生きづらさを抱える当事者やご家族等からの話を聞いて事情や背景を知ること、直接交流をすることがより効果的です。直接関わり、当事者等の気持ちを聞き、その人生の一端を知ることで、当事者への理解が進み、関係の在り方にも変化が期待できます。そのため、直接の対話や交流体験を含む、相手と自分との違いや多様性を実感できる学習プログラムを充実させていく必要があります。

○　心のバリアフリーをテーマとする福祉教育のプログラム（以下「心のバリアフリー学習」と言います。）は、当事者の方々の貴重な経験の提供があって初めて成り立つものであり、その経験の社会的価値を再評価することも重要です。

○　荒川区は、障がい者団体の長年にわたる運動により、都電をはじめとする交通機関や公共施設、商工施設等のバリアフリー化が進み、車いす利用者や知的障がいのある人たちが、日常的にまちを歩き、地域の人たちとの交流が図られています。

○　また、アルコール依存や薬物依存、ホームレス、外国籍の方、DV 被害者等の生きづらさを抱える人たちを支援する団体が長年活動しており、地域において支援の理念やノウハウ、啓発プログラム等を蓄積していることに加え、「困難を抱える人を放っておかない」「弱さを受け止める」ことのできる地域性は、荒川区の大きな強みとなっています。

○　自助グループや支援団体などを含む多様な関係者が連携し合うことで、居場所づくりや当事者の活躍の場づくり、心のバリアフリー学習などを進めていくことができます。

○　未就学の時期から大人世代まで、より多くの人たちに心のバリアフリー学習の機会を提供するには、単に世代でひとまとめにするのではなく、子ども連れで参加できるなど各々の生活サイクルに沿って、また興味や関心、問題意識に沿って、関わりやすい機会を設定しなければなりません。そのため、既存の学校等でのボランティア体験学習やサマーボランティアスクールなどの充実はもちろん、新たな参加プログラムも必要となります。

○　荒川社協では、第 2 期「あらかわ粋・活計画」に基づき、学校に通う子どもたちに対して高齢者や身体障がいへの理解を深める内容で取り組み、続く第 3 期計画では、地域の大人や企業へも対象を広げ、大人向け福祉教育の推進や体験要素を加えた新たな福祉教育プログラムの開発と提供を試みてきました。

○　障がいや生きづらさを抱えた方の思いや経験を語っていただき、それを広く一般の方が聴く場である「きもちトーク」では、対象を「障がい」のみにとどまらず、難病や LGBTQ など多様な人たちの生活や気持ちを共有できる場を提供してきました。オンライン配信も取り入れたことで、聴いていただける方が多様化し増加しました。

○　おもちゃの図書館子育て交流サロンでは、脳性麻痺や精神障がい等の当事者もボランティアとして参加しており、利用する親子に直接対応する中で、若い親子が障がいのある人への理解を進めていくことにも貢献しています。

○　福祉作業所に通う知的障がいのある利用者が小学校に出向き、総合学習の機会で一緒に交流し理

解を深めるプログラム、また、精神障がいの当事者が企業において、その疾病と回復のストーリーを伝えるプログラムなどが試行され始めています。

○　荒川社協における利用者支援では、ごみ屋敷やひきこもりといった社会的孤立の状態に陥っている方、「8050」や介護と育児のダブルケアなど複数の問題を抱えている世帯といったように、課題がより複雑化・複合化しています。
○　障がい者福祉施設では、高齢化により、知的障がい者世帯の「8050」問題が顕著になっています。アクロスあらかわの特定相談にも、障害福祉サービス以外の生活相談が多く寄せられています。
○　また、コロナ禍での様々な相談対応を通して、支援の必要性がありながら福祉サービス等につながっていない、また、複数の機関が関わっているものの、支援の拒否や連携の問題から、状況の好転が難しい人たちが多くいることわかりました。
○　こうした中、生活福祉資金の特例貸付の窓口では、様々なニーズを持った方の実態を把握し、必要な機関につなぐなど相談支援を実施しました。
○　コロナ禍では、対面での相談が制限され、「ふれあい電話」のニーズが高まりました。これを受け、令和 3 年度より介護の悩みなどに応えていく「介護支えあい電話」をボランティアの協力により開設し、相談者に寄り添ってきました。さらに、令和 4 年 12 月からは、名称を「なんでも電話相談」に変更し、介護以外の様々な相談も受けています。

○　粋・活サロン世話人懇談会では、近所の方の小さな「困った」を地域の方々や民生委員・児童委員が受け止めて相談に乗り手助けをしているなどの事例、日常でのさりげない見守りやご近所型サロンのおしゃべりの中から相談につながった事例等が紹介されました。
○　テーマ型サロンや当事者団体、ボランティアグループ、地域の支援団体との連携からも、団体それぞれの対象における困難ケースの存在や様々なニーズが確認されています。こうした地域住民によるニーズのキャッチは、多くの方々の生活を支える上での大きな力となっています。

○　あらゆる人が自分らしく生きることを支えるためにあるものが権利擁護支援です。そして、権利擁護支援は、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の 2 つに大別されます。
○　このうち成年後見制度について、荒川社協では、利用促進等を目的として、「成年後見センター・あんしんサポートあらかわ」において「10 分でわかる成年後見制度」の講話を粋・活サロンや各種の施設などで実施する等、制度のわかりやすい周知に努めてきました。
○　これまでに荒川社協で対応した成年後見制度に関する相談援助件数は、令和元年度 379 件、令和 2 年度 440 件、令和 3 年度 507 件と増加傾向にあります。また、令和 5 年 1 月末時点での法人後見の受任件数は補助類型 1 件となっており、このケースでは、ひと月当たり平均 5 回の支援を実施しています。
○　法定代理人となる法人後見の業務は、24 時間 365 日の対応が必要となります。特に、死後事務への対応には相応の支援時間が必要となり、令和元年に 2 名の被後見人がお亡くなりになった際の支援回数は、年間で 226 回となっています。
○　今後、成年後見センター・あんしんサポートあらかわには、法人後見の受任件数を増やしていくことが求められており、そのための体制整備が欠かせません。
○　令和 4 年 3 月 25 日に閣議決定された国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、『地

域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めていくこととする』としています。

○　荒川社協では、令和４年度から、荒川区の委託を受け、中核機関の役割を荒川区と協働して担っており、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえた上で、地域連携ネットワークを構築していくことが求められています。

○　一方、地域福祉権利擁護事業は、権利擁護支援が必要な人を早期に把握し、信頼関係を築く中で、成年後見制度を含む様々な支援につなぐ「権利擁護支援の入口」としての役割を発揮しています。

○　この事業では、単に「金銭管理」を行うだけでなく、幅広く日常生活に必要なサービスの利用や相談支援を行うほか、各種の手続で求められる書類作成の支援や本人が適切に情報を得て意思決定するための支援を行っています。

○　地域福祉権利擁護事業について、成年後見センター・あんしんサポートあらかわでの相談援助件数は、令和元年度 3,880 件、令和２年度 4,298 件、令和３年度 3,979 件となっており、多くの地域福祉権利擁護事業に関するニーズに対応していくため、第３期計画の期間中に生活支援員を３名増員しました。

○　令和３年４月施行の改正社会福祉法では、区市町村において、すべての地域住民を対象とした包括的支援の体制整備を行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

○　これは、前述のとおり、住民の抱える課題等が複雑化・複合化していること、福祉サービスのニーズがありながらサービスにつながっていない人たちが多く存在していること等に対応していくため、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施していこうとするものです。

○　これまで、荒川社協の各部署の担当者が福祉ニーズを持つ相談者の支援に携わり、必要な機関につなぐなど相談支援を実施してきましたが、従来の体制のままでは、今後、十分な対応を続けていくことは困難と考えられます。

○　荒川社協では、どのような相談にも対応できる仕組みを考える「断らない相談」や「伴走支援」について検討を重ねてきたところであり、今後は、荒川区における重層的支援体制整備事業の一翼を担っていくことも視野に入れ、さらに検討を進めていく必要があります。

◆ふれあい電話

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、ボランティアが週1～2回ご自宅に電話をします。会話を楽しんだり、体調の確認をすることで孤独感の解消を図っています。

◆なんでも電話相談（旧：介護支えあい電話）

家族介護の悩みを抱える方や障がいのある方、子育て中の方など、様々な方を対象に悩みを伺い、孤独感の解消や相談窓口の紹介等を行っています。ボランティアの方々が相談員として対応しています。

## Ⅱ-1　「心のバリアフリー」を進める

【事業の方向】

心のバリアフリーを進める上では、自分と異なる人と直接関わる体験が有効であることから、「多様性」をキーワードとして、様々な住民が関わり合える場面やともに過ごす体験などの機会を増やします。
バリアについて知ることから、共感や支え合いの行動につながる一連の体験を提供していきます。
心のバリアフリー学習の段階を下記のように捉え、学習プログラムの開発・実施を試みます。
①社会的障壁（バリア）に気づく
②目の前の人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培う
③自分とは異なる条件を持つ他者とコミュニケーションを取る力を養う
④「自分にできること」を考える
⑤「自分にできること」を行う

そして、障がいなども含め、生きづらさを抱える当事者たちの、その貴重な経験や思いを表現・発信していくことは、社会を「包摂」の方向への導く大きな力となることを念頭に置き、各事業を推進していきます。

そのため、当事者や地域の福祉施設、支援団体の参画を得て、障がい等の当事者と直接出会い交流する機会を創出していきます。

学習メニューの開発や提供に当たっては、精神障がいや発達障がい、知的障がいなどの見えにくい障がいをはじめ、多様な生きづらさなどテーマの幅を広げ、大人向け福祉教育の推進や対話、課題解決を考えるなどの体験要素を加えた新たな福祉教育プログラムづくりとその実施を進めます。

イベントとしては、障がいや生きづらさを抱えた方の思いや経験を語っていただき、それを広く一般の方が聴く場である「きもちトーク」の対象を「障がい」から拡大し、ひきこもりや LGBTQ など多様なテーマを扱っていきます。

また、楽しみながら様々な方と街歩き等を行い交流する「ユニバーサルウォーク」は、外国籍や生きづらさを抱えた方、障がいのある方、一般の方など多様な特性の方が集まって行う形や災害等をテーマにした形などに取り組んでいきます。

【具体的な事業】

＜地域ネットワーク課＞

①心の中に潜む壁（バリア）に気づき、一人ひとりの違いを認め合うことにつなげられるよう、精神障がいや発達障がい、知的障がいなどの見えにくい障がいを含め、多様な生きづらさなどをテーマにした学習プログラムの開発を進めます。プログラムの開発は、地域の福祉施設や支援団体、当事者の協力を得て行います。
②学校での「心のバリアフリー教室」の実施校を増やすとともに、プログラムを「見えにくい障がい」など多様なメニューに広げられるよう学校への働きかけを行います。
③大人向けプログラムの開発と大人向け講座を増やしていきます。
④多様な特性の方が一緒に交流する「ユニバーサルウォーク」を開催します。
⑤「きもちトーク」を障がいプラス多様なテーマで開催します。
⑥地域の福祉施設や当事者団体等が行う、障がいや生きづらさを理解するための講座等への協力を行います。

＜施設課＞

⑦福祉教育として、研修実習生（企業研修、介護等体験、社会福祉士関係実習、施設見学希望者等）の受け入れを行います。

⑧知的障がいのある施設等の利用者と「本の代読ボランティア」との関わりや交流の機会をつくります。

【年次計画】

<table>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="5">①見えにくい障がいについてのプログラム開発<br>②学校での心のバリアフリー学習のメニューの多様化と推進<br>③大人向けプログラムの開発と実施<br>④「ユニバーサルウォーク」の開催<br>⑤「きもちトーク」の開催<br>⑥地域の団体等が行う心のバリアフリー講座への協力<br>⑦福祉教育としての研修等の受け入れ<br>⑧知的障がいのある施設利用者と代読ボランティアとの交流の場づくり</td></tr>
<tr><td rowspan="9">年次計画</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td><td>令和８年度</td><td>令和９年度</td></tr>
<tr><td>①実施 ―――▶</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>②実施 ―――▶</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>③実施 ―――▶</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>④実施 ―――▶</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑤実施 ―――▶</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑥実施 ―――▶</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑦実施 ―――▶</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑧代読ボランティアの受け入れ準備、受け入れの試行</td><td>施設での受け入れ及び交流</td><td>施設での定期実施</td><td>―――▶</td><td>―――▶</td></tr>
</table>

【荒川社協の取り組み】

◇見えにくい障がい当事者や支援団体との連携や支援

◇学校との連携強化

◇新たなプログラム開発と実施

◇啓発イベントの開催

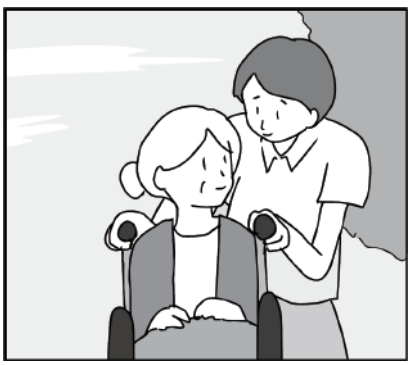

## Ⅱ-２　「困った」が言える「困った」に気づける

【事業の方向】

令和３年４月の改正社会福祉法の施行により創設された「重層的支援体制整備事業」には、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくりに向けた支援事業」「アウトリーチを通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」の５つの事業があります。

今後、住民の複雑化・複合化した課題に対応していくためには、荒川社協として、荒川区と連携・協働しながら、これらの事業にいかに取り組んでいくのかを検討し、段階的に具体化していく必要があります。

そこで、まずは、重層的支援体制整備事業の入口的な役割を果たす「包括的相談支援事業」に関して、地域住民の困り事を荒川社協のあらゆる部署で受け止め、適切なアセスメントを行うことで、必要な機関や支援につなげることができるようにすることを目指します。

そして、地域住民に向けてちょっとした困り事や暮らしの相談を行う「福祉のなんでも相談会（仮称）」を実施し、地域福祉コーディネーターやその他の部署が協力して、様々な支援者とともに課題の把握や解決等に取り組む包括的相談支援の一翼を担う取り組みとします。

困り事の受け止めは、ニーズを抱えた人のより近くにいる地域の方々の力を必要とすることは言うまでもありません。民生委員・児童委員や粋・活サロンの世話人、当事者団体、支援団体、ボランティアグループ等との連携によるニーズキャッチを進めていきます。

ひきこもり等、何らかの生きづらさを抱えた人は、困ったが言えずに支援につながらないことが多くみられます。そのため、ひきこもりに関する国の支援として、令和４年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を区市町村に拡充するとともに、新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始しています。重層的支援体制整備事業の「参加支援事業」とも関連させながら、荒川社協として居場所づくり・ネットワークづくりを事業として強化していきます。

【具体的な事業】

①荒川区における重層的支援体制整備事業の具体的な在り方を、地域福祉コーディネーターの役割も含めて検討し、実現していきます。

②福祉のなんでも相談会（仮称）の実施
地域住民に向けてちょっとした困り事や暮らしの相談を行う「福祉のなんでも相談会（仮称）」を実施し、課題の把握や解決に取り組みます。

③民生委員・児童委員、粋・活サロンの世話人、当事者団体、支援団体、ボランティアグループ等と荒川社協との連携により、住民の困り事やニーズの把握と相談及び支援に取り組みます。

④ひきこもり支援事業を実施します。

【年次計画】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業内容 | ①荒川区における重層的支援体制事業の具体的な在り方の検討と実現<br>②福祉のなんでも相談会（仮称）における包括的相談支援の試行<br>③住民の困り事やニーズを受け止めるための場や機会を広げキャッチする相談機能の強化<br>④ひきこもり支援事業の実施 | | | | |
| 年次計画 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| | ①検討 → | → | 実施 → | → | → |
| | ②実施 → | | → | → | → |
| | ③実施 → | | → | → | → |
| | ④実施 → | | → | → | → |

【荒川社協の取り組み】

◇荒川区における重層的支援体制事業の具体的な在り方の検討と実現

◇福祉のなんでも相談会（仮称）における包括的相談支援の試行

◇粋・活サロンの機能強化

◇荒川社協の相談機能や体制の強化を目的とした企画の実施

◇ひきこもり支援事業の実施

## Ⅱ－３　あらゆる人が自分らしく生きることを支える

【事業の方向】

権利擁護支援において肝要なことは、この支援を必要とする人が適切なタイミングで支援につながり、実際のサービス利用につながることです。

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度といった権利擁護サービスの周知を進めるとともに、より多くの方々を実際のサービス利用につなげていくために、地域福祉権利擁護事業の拡充を図っていく必要があります。

そして、地域福祉権利擁護事業による支援の中心的な役割を担うのは、支援計画に基づいて利用者への直接援助を定期的に行う生活支援員です。判断能力に不安を抱える方々との関係性を築いていく上で、対象者への理解を深めていくことができる高いコミュニケーション能力が求められる生活支援員について、質と量の両面を踏まえた継続的な人材の確保が必要です。

また、成年後見制度に関しては、成年後見制度推進機関、中核機関がそれぞれに求められる役割を果たしていかなければなりません。具体的には、成年後見制度推進機関として、知的障がいのある方の親なき後や「8050」等の課題に対し、法人後見を受任することによって応えていくことです。また、中核機関では、荒川区と協働して、既存のシステムを最大限活かした、荒川区の実態に即した権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と、このネットワークを機能させるための協議会の在り方を含めて検討していくことが必要です。

【具体的な事業】

①「10 分でわかる成年後見制度」の講話を拡充します。
②地域福祉権利擁護事業の生活支援員の増員を進めます。
③知的障がいのある方の親なき後の具体的な支援方法として、法人後見の受任件数を拡大していきます。
④権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた検討を行います。

【年次計画】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業内容 | ①「１０分でわかる成年後見制度」の講話の拡充<br>②地域福祉権利擁護事業の生活支援員の増員<br>③法人後見の受任件数の拡大<br>④権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた検討 | | | | |
| 年次計画 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| | ①実施→ | | | | |
| | ②実施→ | | | | |
| | ③実施→ | | | | |
| | ④具体的な在り方の検討 | 実施→ | | | |

【荒川社協の取り組み】

◇「10 分でわかる成年後見制度」をより多くの方に参加してもらえるよう、実施場所の拡充や実施方法

を工夫する。
◇地域福祉権利擁護事業については、荒川区心身障害児者福祉連合会や NPO 法人、荒川区高年者クラブ連合会等の当事者団体の協力を得て、利用される方との良好な関係性を築くことができる生活支援員の確保とスキルアップに努める。
◇法人後見の受任件数を拡大させていくための制度説明会や啓発講座を開催する。
◇中核機関として、荒川区と協働して、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していくための検討会の立ち上げ等の提案を行う。

◆成年後見制度推進機関
　東京都の成年後見活用あんしん生活創造事業に基づき各区市町村に設置されている機関です。制度全般に関する様々な相談への対応や、後見業務に関する研修などを行っています（東京都 HP より）。
◆中核機関
　国の成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）に基づき各市区町村に設置され、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを担う機関です。中核機関では、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の 4 つの機能をその役割としています。
◆この 2 つの機関については、荒川区から委託を受け、荒川社協がその役割を担っています。

◆権利擁護支援の地域連携ネットワークを機能させるための協議会
　国の成年後見制度利用促進基本計画に位置づけられている会議体です。各地域において、専門職団体や関係機関の連携を強化し、自発的に協力し合える体制づくり進めることを目的としています。

# Ⅲ 災害時に助けあえるまちにしよう

【現状と課題】

○ 東京都は、令和４年５月25日に防災会議を開き、首都直下地震が起きた場合の被害想定を10年ぶりに見直しました。

○ 想定したのは、首都機能や交通網に大きな影響を及ぼす「都心南部直下地震」のほか、島しょ部への津波の影響が大きい南海トラフの巨大地震など８つの地震です。

○ 最も大きな被害が想定されたのは、冬の午後６時に風速８メートルの中、「都心南部直下地震」がマグニチュード7.3で起きた場合です。

○ この想定では、荒川区を含む11の区の一部で震度７の揺れを観測し、23区のおよそ６割で震度６強以上になるとされています。荒川区では、避難者数が夜間人口のおよそ４割に当たる90,680人、帰宅困難者数が26,696人、死者451人のうち193人が災害時要配慮者と想定されています。

○ また、今回の被害想定には、地震後に起こり得る事態を時系列で示した「災害シナリオ」が盛り込まれています。発災後、当面の間は、ライフラインの寸断やインフラの機能停止等、徐々に復旧しながらも１か月以上に渡り、被災生活に大きな支障が出るとされています。

○ 高速道路及び主要一般道において交通規制が実施され、環状７号線の内側方向への流入が禁止となる期間は、環状７号線の内側に位置する荒川区は民間の支援を受けにくいことが想定されます。

○ なお、災害シナリオには、在宅や避難所での避難生活を想定したものがあり、次の課題が提示されています。

・自宅が安全な場合、日頃から十分に備えておくことで住み慣れた自宅に留まることは有効だが、ライフライン復旧が長期化した場合、生活が徐々に困難化していく。

・被害が甚大な地域での避難所生活は、発災直後の混乱のみならず、電力や通信、飲食、物資、トイレ、衛生など様々な課題が発生し、時間を追うごとに多様化していく。

○ 令和４年９月に公表された「地震に関する地域危険度測定調査（第９回）」では、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数からなる５段階の総合危険度ランクにおいて、４～５に当たる地域が荒川区の面積の約半数を占めています。

○ 水害対策について、荒川の堤防決壊による区内の浸水深などの情報は、ハザードマップ等により一定程度、周知されてきました。しかし、国や東京都、関係区等との広域避難の調整には進展が見られず、区民の意識も十分に高まっているとは言えません。今後、水害時の垂直避難や広域避難などに関して、情報の提供とともに、必要な備えを進めていく必要があります。

○ 東日本大震災では、死者１万5900人の過半数を高齢者が占めています。また、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の２倍程度高かったと言われています。

○ 近年の災害においても、全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風19号で

は約 65%、令和 2 年 7 月豪雨では約 79%となっています。

○　荒川区は、首都直下地震等の震災時に、一次避難所及び福祉避難所は発災当初に、二次避難所は発災後すみやかに開設するとしています。福祉避難所は、避難行動要支援者を対象としており、荒川区が指定した社会福祉施設が開設します（高齢者 15 か所、障がい者 12 か所）。
○　荒川社協が運営する下記の 5 施設は、区が福祉避難所に指定しており、平時から受け入れ対象となる方の円滑な避難や負担の少ない避難所での生活、生活再建への移行等に備えた取り組みを進めていく必要があります。また、福祉避難所の運営には、地域の方々の協力が不可欠であり、福祉避難所の設備や機能を知ってもらうための取り組みも必要です。
・荒川区立荒川生活実習所［障がい者対象］
・荒川区立荒川福祉作業所［障がい者対象］
・荒川区立尾久生活実習所本所［高齢者・障がい者対象］
・荒川区立尾久生活実習所分場［障がい者対象］
・荒川区立障害者福祉会館（アクロスあらかわ）［障がい者対象］
○　すべての避難所において、感染の拡大を防ぐために感染者との接触を回避するゾーニングや 3 つの密を避けるなどの感染対策が求められています。しかしながら、収容人数に対する収容スペースを鑑みると、厳しい条件下での感染対策の実施が課題となっています。
○　アクロスあらかわでは、福祉避難所の開設訓練として、障がいのある方自身が避難所の受付や倉庫からの物品運搬、福祉避難所ブースの組み立て等を行ってきました。町会の方々には、障がいのある方自身が行う作業をサポートする役割で参加していただきました。この訓練により、障がいのある当事者から「避難所で自分たちができることを活かして、自分たちの障がいの種類に適した災害訓練をしていきたい」などの提案がありました。また、町会の方々に対しては、福祉避難所での活動内容の理解を深めることができました。訓練を重ねることが、円滑な福祉避難所の設置運営につながっています。
○　一方で、福祉避難所開設訓練は、一部の施設でしか実施されておらず、区内全域に開設訓練を広めていく必要があります。

○　大規模災害に加え、新たな感染症の流行を通じ、平時から災害時の備えとして食料や防災用品などを準備しておくこと、また、避難方法として避難所の利用だけではなく在宅避難も選択肢の一つであること等、住民の防災に対する意識は変化してきています。
○　ライフラインが停止する規模の災害が発生した際に、在宅酸素療法やたん吸引などの医療的ケアを要する要配慮者にとっては、医療器具の電力確保が必須となっています。
○　また、日常的に移動の手段として電動車いすを使用している要配慮者にも、電力の確保は重要であり、要配慮者が必要とする電力の供給が新たな課題となっています。これは、在宅での避難、福祉避難所への避難の別を問わず、要配慮者にとって共通の課題です。

○　第 3 期計画において、荒川社協では、災害訓練や福祉避難所設置体験会、防災に関する研修等、要配慮者支援の啓発事業を当事者、地域住民、福祉施設職員を対象として、多様性や多文化性を意識した内容で実施してきました。平時にそのテーマに取り組んでいる支援者や当事者においては、自助力と共助力の啓発につながりましたが、地域住民への意識啓発は、今後とも継続して取り

組んでいくことが必要な課題です。この間の主な実施内容は、以下のとおりです。

・障がい別（視覚・聴覚・知的・身体）の福祉避難所体験
・視力障がい者向け防災ワークショップ
・知的障がい者の家族の東日本大震災被災体験を聴くイベント
・子ども防災（子どもにとっての避難生活や支援を考える機会）
・多文化防災（外国籍の方との避難生活等を考える機会）
・福祉施設職員向けの、水害に遭遇した障がい者施設・高齢者施設の体験談を聴くイベント
・町会、行政、関係機関、ボランティア、障がい当事者等が集まっての防災訓練（アクロスあらかわでは平成 30 年度、令和元年度、令和 3 年度、令和 4 年度に実施。尾久生活実習所本所では令和 4 年度に実施）

○ 障がいのある要配慮者自身が参加したワークショップや訓練、福祉避難所体験では、自ら災害時に何をすべきかを考える機会や体験の機会を定期的に持ちたいとの希望が障がい当事者等から出るようになりました。一方で、各障がい者団体の意識レベルに温度差はあります。

○ 日頃から、要配慮者自身が地域の状況を知り、災害時に自らの生活や必要な支援について考え、地域住民もその状況を理解して、自分たちにできるサポートを考えることで相互理解が進みます。こうした、災害を乗り切るための「顔の見える関係づくり」が必要です。

○ 災害ボランティアセンターは、災害が発生した際、被災した地域の復旧・復興活動などを支援するボランティアの活動を効率よく推進していくため、被災地のニーズと支援をつなげることが主な役割となります。発災後、荒川社協と荒川区が協働で設置します。具体的な活動は、次の通りです。

①情報収集（地域の被害状況、行政等の動き、支援の動き等）
②情報発信・広報（地域の被災状況、外部向けボランティア募集、被災者向けボランティアニーズ把握のための広報等）
③災害ボランティアの募集・受け入れ
④災害ボランティアのニーズや困り事などの把握
⑤被災者の困り事と災害ボランティアのコーディネート
⑥支援物資の受け入れ・仕分け・配分
⑦救援活動・災害ボランティア活動に必要な資機材の調達
⑧災害ボランティアの安全管理
⑨災害ボランティア活動証明書の発行
⑩被災者からの様々な生活相談の受付と荒川区やその他関係機関への伝達
⑪荒川区や関係機関、関係団体との連絡調整

○ 昨今、各地で発生した災害の際に設置された災害ボランティアセンターでは、感染症に配慮したボランティアの受け入れ方法が取られているほか、外部の団体や企業からの支援が被災直後の早いタイミングとなってきたことへの対応などの変化が見られます。また、災害ボランティアセンターの運営面での変化としては、被災地の災害ボランティアセンターが PC やタブレット等のデジタルデバイスを用意している前提での支援の形態が多くなっていること、外国籍の方など多様な方を支援の担い手として捉えていること、LGBTQ 等の方への避難所等での配慮の必要性が認識されていること等が挙げられます。

○ 協定等を結んでいる他県や近隣地区、災害支援の NPO 法人や NGO、ボランティア団体、個人

のボランティアなど外部からの支援は、被災者支援や復興への命綱であり、いかに有効で円滑な支援が実施できるか否かは、被災者と支援をつなぐ災害ボランティアセンターのコーディネート力にかかっています。平時からの関係性を活かした被災地域の状況把握やニーズ情報の収集、外部支援との調整、地域内の団体や企業、地元ボランティア等との連携が求められます。

○　平成 24 年度には、東日本大震災の支援活動を通して、釜石市社会福祉協議会と災害時相互応援協定を締結しており、災害時に被災していない社協がウェブサイトを立ち上げ、相手方の被災状況や災害ボランティアセンターの立ち上げ状況等について発信することができるよう、イベントや講座の実施等で協力し、つながりを保ち情報交換を続けています。

○　また、平成 25 年度には、台東区・文京区・北区・荒川区の社協、「北区 NPO・ボランティアぷらざ」が災害ボランティア相互協力協定を締結し、東京ボランティア・市民活動センターや災害支援の NGO 等との情報共有や研修を実施してきました。

○　さらに、地域の方々との研修として、「水害を知る考える」「施設職員が水害を知り、行動するために」「災害時協定先社協との連携」「実例から学ぶ 障がいのある人の避難所生活」「災害救助法について」「子ども防災」「多文化防災」等の多様な内容で講座を実施しています。

○　一方、荒川社協と荒川区が協働で設置する災害ボランティアセンターの運営については、感染症対策を含めた内容でのガイドラインの改訂のほか、必要物品等の整理、災害救助法に関わる運営資金面などについて、荒川区との協議を進めています。

○　併せて、平成 30 年の西日本豪雨や平成 31 年の台風 16 号の被災地、また、令和 4 年の静岡県清水市の水害に延べ 12 名の職員を派遣し、荒川区が被災した際に活かせるよう、支援現場での経験を積み職員の知見とスキルの向上に取り組みました。

災害時要配慮者とは、災害が発生した際に、特に配慮や支援が必要となる方であり、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に支援が必要な方です。

避難行動要支援者とは、平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、従来使用されていた「災害時要援護者」の代わりに使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を言う「要配慮者」のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者を言います。

荒川区においては、要介護 4 または 5 に認定されている在宅高齢者、身体障害者手帳 1・2 級の障がい者、知的障がい者、精神障がい者を避難行動要支援者と定義されています（荒川区地域防災計画 平成 30 年修正 本冊より抜粋）。

【都心南部直下地震による荒川区の被害想定　冬・夕方、風速8 m/s】

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 荒川区の基礎データ | | | 夜間人口（人） | 217,475 |
| | | | 昼間人口（人） | 194,004 |
| | | | 面積（㎢） | 10.2 |
| 震度別面積率（%） | | | 5 強以下 | 0.0 |
| | | | 6 弱 | 17.0 |
| | | | 6 強 | 80.3 |
| | | | 7 | 2.8 |
| 建物棟数 | | | 非木造 | 13,690 |
| | | | 木造 | 27,715 |
| | | | 計 | 41,405 |
| 原因別建物全壊棟数 | | | 急傾斜地崩壊 | 0 |
| | | | 液状化 | 14 |
| | | | ゆれ | 5,374 |
| | | | 計 | 5,388 |
| 原因別建物半壊棟数 | | | 急傾斜地崩壊 | 0 |
| | | | 液状化 | 63 |
| | | | ゆれ | 6,845 |
| | | | 計 | 6,908 |
| | うち、原因別建物大規模半壊棟数 | | 急傾斜地崩壊 | 0 |
| | | | 液状化 | 22 |
| | | | ゆれ | 1,792 |
| | | | 計 | 1,814 |
| 火災 | 出火件数 | | | 17 |
| | 焼失棟数 | 倒壊建物を | 含む | 1,996 |
| | | | 含まない | 1,735 |
| 人的被害 | 死者数（人） | | 屋外落下物 | 0 |
| | | | ブロック塀等 | 3 |
| | | | 火災 | 44 |
| | | | 急傾斜地崩壊 | 0 |
| | | | 屋内収容物 | 5 |
| | | | ゆれ、建物被害 | 206 |
| | | | 計 | 258 |
| | 負傷者数（人） | | 屋外落下物 | 1 |
| | | | ブロック塀等 | 114 |
| | | | 火災 | 147 |
| | | | 急傾斜地崩壊 | 0 |
| | | | 屋内収容物 | 136 |
| | | | ゆれ、建物被害 | 1,902 |
| | | | 計 | 2,300 |
| | | うち重傷者数（人） | 屋外落下物 | 0 |
| | | | ブロック塀等 | 44 |
| | | | 火災 | 41 |
| | | | 急傾斜地崩壊 | 0 |
| | | | 屋内収容物 | 30 |
| | | | ゆれ、建物被害 | 301 |
| | | | 計 | 416 |
| 要配慮者 | | | 死者数（人） | 193 |
| 避難者数（人） | | | | 90,680 |
| 帰宅困難者数（人） | | | | 26,696 |
| 都内滞留者数（人） | | | | 168,144 |
| 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | | | 660 |
| 自力脱出困難者数（人） | | | | 1,252 |
| 災害廃棄物（万 t） | | | | 93 |

（「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」より抜粋）

## Ⅲ-1　災害時要配慮者支援の取り組みを進める

【事業の方向】

災害時要配慮者の被災時に陥る状況、困り事やその解決策について、日頃から要配慮者自身が実情を伝えること、地域住民が要配慮者に対して行える支援について要配慮者と地域住民がともに考え、お互いの理解を進めていくことが、災害から要配慮者を守る手立ての一つです。

要配慮者と地域住民を結びつけるためには、要配慮者の日常生活を支える福祉事業所や町会、荒川区と連携して、要配慮者に有益な情報を届け、災害訓練や意見交換の場に地域住民とともに参加していただく必要があります。

荒川社協では、福祉避難所に指定されている５つの施設で避難所設置・運営訓練を実施し、要配慮者と地域住民にご参加いただき、意見交換ができる場を設けます。

また、アクロスあらかわを拠点として、「災害時の支援力向上」や「災害時要配慮者が被災時に陥る状況や困り事についての理解促進」等を目的とした要配慮者と地域住民に向けた研修や講習会等の催しを実施します。

これらの取り組みを通じて、要配慮者が自身の被災状況や避難生活を再確認すること、避難の際に必要となる支援について考え自ら発信することにつなげていきます。そして、当事者からの発信や意見交換会、研修等により相互理解が深まり、地域住民の協力につながるよう進めていきます。

なお、災害への備え、避難所の位置や設備、災害訓練、研修や講習会等の催しなどの情報を要配慮者や地域住民に届けていくことについては、荒川社協の実施する事業に関わる協力会員、生活支援員、ガイドヘルパーといった地域福祉の担い手にも協力を求めます。

【具体的な事業】

①福祉事業所や町会、荒川区と連携した要配慮者への情報提供を行います。
②要配慮者と地域住民による福祉避難所の設置・運営訓練と意見交換会を実施します。
③「災害時の支援力向上」や「災害時要配慮者が被災時に陥る状況や困り事についての理解促進」等を目的とした研修や講習会等の催しを実施します。

【年次計画】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業内容 | ①福祉事業所や町会、荒川区と連携した要配慮者への情報提供<br>②要配慮者と地域住民による福祉避難所の設置・運営訓練と意見交換会の実施<br>③「災害時の支援力向上」や「災害時要配慮者が被災時に陥る状況や困りごと」についての理解促進等を目的とした研修や講習会等の催しを実施 | | | | |
| 年次計画 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| | ①実施→ | | | | |
| | ②実施→ | | | | |
| | ③実施→ | | | | |

【荒川社協の取り組み】

◇福祉事業所や町会、荒川区との連携（要配慮者への情報提供）

・関係機関、町会との連絡調整

・情報提供のための媒体作成（チラシ、ポスター、SNS、ウェブサイト等）

◇要配慮者と地域住民による福祉避難所の設置・運営訓練と意見交換会の実施

◇「災害時の支援力向上」や「支援する側・される側の相互理解」等を目的とした研修や講習会等の催しの実施

◇その他

・荒川社協 BCP（事業継続計画）と災害時行動指針の策定

・福祉避難所を円滑に運営するための取り組み（福祉避難所の備品管理、福祉避難所設置・運営マニュアルの更新）

## Ⅲ-2　災害ボランティアセンターの機能を確立する

【事業の方向】

災害ボランティアセンターは、災害が発生した際に、被災した地域の復旧・復興活動などを支援するボランティアの活動を効率よく推進していくため、被災地のニーズと支援をつなげることが主な役割となります。

その機能を十分に発揮するためには、平時の取り組みが重要です。災害時の想定や必要な支援について関係各所と共通認識を持つこと、災害時のニーズや地域状況のキャッチができる体制づくり、地域内の支え合いの強化のための啓発活動及び外部支援との連携を高めることが不可欠です。

特に、地域のニーズの把握については、災害ボランティアセンターのスタッフの力だけではできず、地域の状況や近所の困っている方、ヘルプが出せない方の情報をキャッチして伝えてくれる地域の方々がいてこそ成り立ちます。

また、外部の支援を呼び込める平時の関係づくりや啓発を進めるとともに、被災者となった自分たち地域住民ができることについて、被災生活と普段の活動を結び付けて考える機会を持ち、地域内の支え合いを進めます。

そして、災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げ運営できるよう、荒川区との連携を密にし、準備をしていきます。

【具体的な事業】

①被災時に個人ニーズ、困り事、地域状況をキャッチするための取り組みを行います。

・地域の状況や近所の困っている方、ヘルプが出せない方の情報をキャッチして災害ボランティアセンターに伝わるよう、町会・自治会、民生委員・児童委員の方々と協力して仕組みづくりを進めます。

・荒川区や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等と連携していきます。

②復興支援に関連する支援者やモノ（物資、資材等）を呼び込むために必要な取り組みを行います。

・支援を呼び込むため、協定先（釜石社協、城北４区）との連携、NPO 法人、NGO、地元企業等との平時のつながりづくりと、災害時の協力への啓発活動を行います。

・地元で被災者自身も支援者になり、支え合いを進めるため、普段から活動しているボランティアや地域活動団体に災害時の支え合いの担い手となっていただけるよう講座等を行います。

③災害ボランティアセンターの円滑な運営に関する取り組みを進めます。

・災害ボランティアセンター設置・運営ガイドラインを現状に合わせて改訂していきます。

・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行い、荒川区、関係機関、地域住民等との共通理解の促進を図ります。

【年次計画】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業内容 | ①被災時に個人ニーズ、困り事、地域状況をキャッチするための取り組み<br>②復興支援に関連する支援者やモノ（物資、資材等）を呼び込むための取り組み<br>③災害ボランティアセンターの運営に関する取り組み | | | | |
| 年次計画 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| | ①実施→ | | | | |
| | ②実施→ | | | | |
| | ③実施→ | | | | |

【荒川社協の取り組み】

◇災害ボランティアセンターの必要機材・電源・端末・通信（Wi-Fi、電話）の確保

◇必要データ及びデータ保存環境の整備、被災時のデータ処理環境の確保

◇災害時の外部支援に対応できるデジタル環境の体制整備（PC、クラウド等）

◇災害時の情報発信の準備

◇支援団体や企業等のデータ収集及び管理

◇災害ボランティアセンター設置・運営ガイドライン改訂

◇災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施

◇荒川区との協議

# Ⅳ 「あらかわ粋・活計画」を推進するための荒川社協の体制整備

国は、少子高齢化や人口の減少、地域社会の脆弱化など社会構造が急速に変化している中にあって、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを後押ししてきました。

そうした中で、社会的孤立やゴミ屋敷など世帯全体が地域から孤立している状態をはじめ、生きる上での困難さや生きづらさがあっても既存の制度の対象となりにくいケースが増えています。また、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケース等の増加も見られます。国では、こうしたケースに対応するとともに、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みをより積極的に展開していけるよう、令和２年６月に成立した改正社会福祉法において、新たに「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和３年４月に施行しました。

これにより、区市町村は、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしながら、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することを目的に、「相談支援（属性を問わない相談支援・多機関協働による支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施することが求められています。

一方、荒川社協では、その基本理念である『誰もが安心して住み続けられる街 ～互いに助け合う「地域力」のあるまち～ あらかわ』を目指し、行政と地域の間に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域の「困った」を広く周知・啓発し、地域における様々な団体の活動や団体間の連携を支援する“中間支援組織”として、人と人、人と資源、人と情報をつなげ、必要とされる社会資源を住民とともにつくり出すという大きな役割を担ってきました。

また、これまで、様々な場面において、地域の方々同士の、地域の方々と団体や企業との、または、支援が必要な方と各種の福祉サービスとのつながりをつくるためのコーディネート業務をはじめ、生活困窮者やひきこもりなど生活上の困難を抱える方々の相談支援などを通し、荒川社協として、たくさんの経験やノウハウを培ってきました。

今後は、こうした経験やノウハウの蓄積を活かして、荒川区と密に連絡調整を図りながら、３つの支援を一体的に行っていく上での役割を、協働して担っていきたいと考えています。加えて、「断らない相談支援」についても検討を行ってきましたので、「重層的支援体制整備事業」と連動させて、具体化に向けた歩みを進めていくことも必要です。

そして、この「あらかわ粋・活計画」（荒川区地域福祉活動計画）を“道しるべ”として、地域の方々とともに、荒川社協の役割を果たし、荒川区の地域力と地域福祉の一層の向上を図っていくためには、限られた人材や財源、物的資源をより有効に活用することが不可欠です。

そのため、事業の目的や位置づけ等を勘案しながら、重要度や切迫度などにより優先順位を定めて人材等を投入していくとともに、新たな事業等にも積極的に取り組んでいけるよう、荒川区との協議を重ねながら、新たな財源の獲得を進めます。

また、高い専門性が求められるコーディネート業務や相談支援業務のスキルを向上させ、それを継承していくこともたいへん重要です。そのための人材の確保と育成を進めるなど、荒川社協は、「誰もが安心して住み続けられる街 あらかわ」の実現に向け、必要となる体制の整備に取り組んでいきます。

## 計画の推進に当たって

第４期「あらかわ粋・活計画」を推進していくためには、町会・自治会や民生委員・児童委員、高年者クラブ、福祉団体をはじめとする、これまで荒川区の地域福祉を支えてきた様々な人たちに加え、若い世代や企業の参加など、さらに多様な人たちや団体、機関との協力と連携が不可欠です。

また、この計画を“道しるべ”として実施する事業や取り組みの進捗状況を定期的に確認・評価し、計画が適切に推進できているかどうかを適宜チェックするとともに、その情報を発信・共有し、様々な立場の人たちからの意見や助言を受けて、計画の内容等を見直していくことが重要です。

荒川社協は、『誰もが安心して住み続けられる街 ～互いに助け合う「地域力」のあるまち～ あらかわ』を目指して、計画に基づく事業などの実効性等を高めていくため、以下のとおり、計画の評価や見直しに取り組んでいきます。

### 1　計画推進の基本方針

（1）計画の推進に当たっては、区内で活動する多様な立場の人たちや団体、機関との連携を広げ、協働の取り組みを通じて、様々な地域福祉活動のさらなる展開を図っていきます。

（2）計画を進めていく中で出てくる新たな課題については、地域の方々に「見える化」し、解決のために必要な取り組みを地域の方々の意見をいただきながら検討を進め、その実現を図ります。

### 2　計画推進機関の設置

第４期計画の策定に携わっていただいた『荒川区地域福祉活動計画 第４期「あらかわ粋・活計画」策定委員会』を改組し、計画策定に加え、その推進を行う機関として、新たに「荒川区地域福祉活動計画策定及び推進委員会」を設置します。

これまでは、計画の策定に合わせて設置していましたが、今後は、常設の機関として計画の策定と推進に当たっていただきます。

### 3　計画の評価と見直し

「年次計画」に掲げた令和５年度から令和９年度までの５年間の目標に沿って、毎年度、事業等の実施状況を確認し、具体的な評価を行い、その間の取り組みの適切性や効果等について検証します。

検証時までの社会情勢等の変化や将来的な見通しなどに応じ、必要な内容修正を行うほか、新たな事業を加えるなど、計画の見直しを図ります。

# 資料編

荒川区地域福祉活動計画第四期「あらかわ粋・活計画」策定委員会 委員名簿

(敬称略)

| 区分 | 氏名 | 所属(団体)等 | 役職 |
|---|---|---|---|
| 学識経験者 | 太田　貞司 | 長野大学社会福祉学部教授<br>神奈川県立保健福祉大学名誉教授 | 委員長 |
| 学識経験者 | 諏訪　　徹 | 日本大学文理学部社会福祉学科教授 | 副委員長 |
| 町会・自治会関係者 | 志村　　博 | 荒川区町会連合会会長 | 委員 |
| 民生委員・児童委員協議会関係者 | 杉山　律子 | 荒川区民生委員・児童委員協議会副会長 | 委員 |
| 高齢者福祉関係者 | 貴舩　孝幸 | NPO法人荒川区高年者クラブ連合会<br>理事長 | 委員 |
| 高齢者福祉関係者 | 菊池 美奈子 | 荒川社会福祉士会 | 委員 |
| 障がい者福祉関係者 | 大沼　弘子 | 荒川区心身障害児者福祉連合会会長 | 委員 |
| 障がい者福祉関係者 | 高見　和幸 | 障害者ピアカウンセラー | 委員 |
| こども・若者・子育て支援関係者 | 小西　睦子 | 荒川区社会福祉法人連絡会会長<br>私立保育園園長会会長 | 委員 |
| こども・若者・子育て支援関係者 | 冨山 真美子 | 35サポネットin荒川代表 | 委員 |
| こども・若者・子育て支援関係者 | 大村　みさ子 | あらかわ子ども応援ネットワーク代表 | 委員 |
| ボランティア団体 | 神保　秀久 | あらかわボランティアネットワーク | 委員 |
| ボランティア団体 | 山田　久代 | 傾聴ボランティアグループダンボの会<br>代表 | 委員 |
| 東京都社会福祉協議会 | 森　　純一 | 東京都社会福祉協議会地域福祉部長 | 委員 |
| 行政関係者(荒川区) | 東山　忠史 | 荒川区福祉部長 | 委員 |
| 行政関係者(荒川区) | 谷井　千絵 | 荒川区子ども家庭部長 | 委員 |
| 荒川区社会福祉協議会 | 片岡　　孝 | 荒川区社会福祉協議会常務理事<br>(事務局長) | 委員 |

荒川区地域福祉活動計画第四期「あらかわ粋・活計画」策定委員会経過

| | 開催日と会場 | 内容 |
|---|---|---|
| 第１回 | 令和４年８月１日(月)<br>書面開催 | ・委員長・副委員長選出<br>・第三期「あらかわ粋・活計画」の活動実績・成果について<br>・第四期「あらかわ粋・活計画」に向けた方向性について |
| 第２回 | 令和４年10月27日(木)<br>アクロスあらかわ会議室＋<br>オンライン | ・第1回策定委員会におけるご意見等への対応方向について<br>・第四期「あらかわ粋・活計画」の柱立てについて |
| 第３回 | 令和５年３月７日(火)<br>アクロスあらかわホール＋<br>オンライン | ・第四期「あらかわ粋・活計画」の素案について |

荒川区地域福祉活動計画第四期「あらかわ粋・活計画」準備委員会等計画作成経過

| 日付 | 検討内容・実施内容等 |
|---|---|
| ６月10日(金) | 準備委員会<br>・第３期計画の活動実績・成果及び評価について |
| ６月22日(水) | 町会・商店街についての講義(南千住西部ひろば館にて) |
| ６月27日(月) | 準備委員会・第３期計画の活動実績・成果及び評価<br>・第４期に向けての検討事項について |
| ７月２日(土) | ボランティア活動・当事者活動者懇談会(町屋文化センターにて) |
| ７月５日(火) | 学識経験者との検討会　(アクロス荒川＋オンラインにて)<br>・第３期計画の活動実績・成果・第４期計画に向けた方向性について<br>太田委員長・諏訪副委員長、片岡委員出席のもと全課長・全係長にて検討 |
| ７月14日(木) | 準備委員会・第３期計画の活動実績・成果について |
| ７月27日(水) | ・新たな課題や取り組み案について |
| ８月１日(月) | 第１回策定委員会 |
| ９月７日(水) | 準備委員会 |
| ９月21日(水) | ・第1回策定委員会におけるご意見等への対応方向について |
| 10月５日(水) | ・第四期「あらかわ粋・活計画」の柱立てについて |
| 10月19日(水) | |
| 10月27日(木) | 第２回策定委員会 |
| 11月１日(火) | 準備委員会 |
| 11月16日(水) | ・第四期「あらかわ粋・活計画」の各柱の現状と課題・事業の方向について |
| 11月18日(金) | 町屋地区　地域懇談会 |
| 11月21日(月) | 荒川地区　地域懇談会 |
| 11月28日(月) | テーマ別サロン　地域懇談会 |
| 11月29日(火) | 南千住地区　地域懇談会 |
| 11月30日(水) | 日暮里地区　地域懇談会 |
| 12月５日(月) | 尾久地区　　地域懇談会 |
| 12月14日(水) | 準備委員会 |
| １月11日(水) | ・第四期「あらかわ粋・活計画」の各柱の現状と課題・事業の方向・具体的事業について |
| １月25日(水) | 準備委員会　・第四期「あらかわ粋・活計画」の素案について |
| ２月８日(水) | 準備委員会　・第四期「あらかわ粋・活計画」の素案について |
| ２月22日(水) | ・第四期「あらかわ粋・活計画」計画書構成について |
| ３月７日(火) | 第３回策定委員会 |
| ３月14日(火) | 理事会報告 |

＊準備委員会の構成

６月10日～10月４日まで 事務局長・地域ネットワーク課長・全係長(8 名)・地域福祉活動促進専門員(1

10月５日以降　事務局長・全課長　(4 名)・全係長 (8 名)・地域福祉活動促進専門員(1 名)

## 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
## 荒川区地域福祉活動計画 第四期「あらかわ粋・活計画」策定委員会設置要綱

（目的）
第1条　この要綱は、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会（以下「荒川社協」という。）の理念である「誰もが安心して暮らし続けられる街 あらかわ」の実現に向け、区民との協働により荒川区地域福祉活動計画 第四期「あらかわ粋・活計画」（以下「地域福祉活動計画」という。）を策定するために設置する地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）
第2条　委員会は、荒川社協会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項を調査、審議し、答申する。

（委員会の構成）
第3条　委員会は、次の各号に属する委員20人以内で構成し、会長が委嘱する。なお、第2号から第7号までは、荒川区在住又は活動場所が荒川区内のものに限る。

（1）　学識経験者
（2）　町会・自治会関係者
（3）　民生委員・児童委員協議会関係者
（4）　高齢者福祉関係者
（5）　障がい者福祉関係者
（6）　こども・若者・子育て支援関係者
（7）　ボランティア活動関係者
（8）　東京都社会福祉協議会
（9）　行政関係者
（10）　荒川社協関係者
（11）　その他会長が認める者
（10）　荒川社協関係者
（11）　その他会長が認める者

（委員の任期）
第4条　委員の任期は、委嘱を受けた日から令和5年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）
第5条　委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。
2　委員長は、委員の互選によって定める。
3　委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
4　副委員長は、委員長の指名により定める。
5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の招集）
第6条　委員会は、委員長が召集する。
2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

（関係者の意見等の聴取）
第7条　委員会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見及び説明を徴することができる。

（守秘義務）
第8条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務局）
第9条 委員会の事務局は、荒川社協管理課に置く。
2　事務局は、荒川社協内にプロジェクトチームを設置し、委員会の審議等に必要な情報の提供や資料の作成等を行う。
3　前項のプロジェクトチームのメンバーは、原則として課長級、係長級及び主任級職員により構成し、必要に応じて外部の有識者等の参加を得るものとする。

（委任）
第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則（施行期日）
1　この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
2　この要綱の施行をもって、平成 31 年 2 月 1 日施行の社会福祉法人荒川区社会福祉協議会荒川区地域福祉活動計画第三期「あらかわ粋・活計画」推進委員会設置要綱は廃止する。

## 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
## 荒川区地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱

（目的）
第1条　この要綱は、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会（以下「荒川社協」という。）の理念である「誰もが安心して暮らし続けられる街 あらかわ」の実現に向け、区民との協働により荒川区地域福祉活動計画「あらかわ粋・活計画」を策定し、これを推進するために設置する荒川区地域福祉活動計画策定及び推進委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）
第2条　委員会は、荒川社協会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて、次の事項を調査、審議し、答申する。
（1）　荒川区地域福祉活動計画「あらかわ粋･活計画」（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定に関すること。
（2）　地域福祉活動計画に基づく事業等の進捗状況の確認及び地域福祉活動計画の推進に関すること。
（3）　その他会長が必要と認めること。

（委員会の構成）
第3条　委員会は、次の各号に属する委員20人以内で構成する。なお、第2号から第7号までは、荒川区在住又は活動場所が荒川区内のものに限る。
（1）　学識経験者
（2）　町会・自治会関係者
（3）　民生委員・児童委員協議会関係者
（4）　高齢者福祉関係者
（5）　障がい者福祉関係者
（6）　こども・若者・子育て支援関係者
（7）　ボランティア活動関係者
（8）　東京都社会福祉協議会
（9）　行政関係者
（10）　荒川社協関係者
（11）　その他会長が認める者
（10）　荒川社協関係者
（11）　その他会長が認める者

（委員の委嘱及び任期）
第4条　委員は、会長が委嘱する。
2　委員の任期は、委嘱を受けた日から、当該委嘱を受けた日における地域福祉活動計画の計画期間満了日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）
第5条　委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。
2　委員長は、委員の互選によって定める。
3　委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
4　副委員長は、委員長の指名により定める。
5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の招集）
第6条　委員会は、委員長が召集する。
2　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

（関係者の意見等の聴取）
第7条　委員会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見及び説明を徴することができる。

（守秘義務）
第8条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務局）
第9条　委員会の事務局は、荒川社協管理課に置く。
2　事務局は、荒川社協内に課長及び係長で構成する検討会を設置し、委員会の審議等に必要な情報の提供や資料の作成等を行う。
3　前項の検討会には、必要に応じて、外部の有識者等のほか、主任主事又は主事の参加を得ることができる。

（委任）
第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。
附　則（施行期日）

1　この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
2　この要綱の施行をもって、令和4年7月1日施行の社会福祉法人荒川区社会福祉協議会荒川区地域福祉活動計画 第四期「あらかわ粋・活計画」策定委員会設置要綱は廃止する

## 荒川区内の町会の現況について

町 会 数:120町会、自治会　(うち休会1、共同住宅の自治会　20)
世帯規模:4千を超える町会(2町会)～下限町会(約70世帯)
法人化数:67団体
法人化率:56%(管理組合が法人のため必要のない自治会20を引くと67%)
会館所有:88町会が所有(12町会はふれあい館、ひろば館を優先利用)
会　　費:月額200円から500円(月額300円が一般的)

## 町会・自治会に対する主な助成金について(荒川区補助金)

(1)町会事務事業助成
【基礎額(町会・自治会の世帯規模による)】
・千世帯未満(12万5千円)
・2千世帯未満(13万円)
・2千世帯以上(13万5千円)
【世帯割】360円×世帯数(住民登録世帯数)*会員数ではない
(2)町会法人化助成(認可申請に係る登記費用等)
・45万円、補助率　1／2
(3)町会イベント助成(盆踊り、餅つき大会など)
・10万円*×2回、補助率　2／3
(4)町会事務所建設等助成
・1千万円、補助率　1／2　設備補助、利子補給もあり
(5)町会事務所建設等助成(宝くじ助成)
・1500万円、補助率　3／5
*他に地域活動用備品の購入又は修繕　250万円、補助率　10／10
(6)防災区民組織運営助成
・基礎額　4万円　世帯割額　40円×世帯数
(7)その他
①私道照明灯助成
・1基あたり(年額)3,200円
②集団回収支援金
・報奨金　6円×回収量(kg)
・支援金基礎額(年額)60,000円
・世帯割額(年額)180円×世帯数
*集合住宅町会の世帯割額(年額)84円×世帯数
③防犯カメラ新設補助制度
・設置費用の5／6、*維持管理費用も補助制度あり

地域の底力発展事業助成（東京都補助）の概要について

＜対象となる事業区分＞

①地域の課題解決のための取組

・世代間交流イベント、ガイドブックの作成など

②東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組

・防災・節電活動（防災訓練・節電講習会　等）

・青少年健全育成活動（仕事体験事業・自然体験教室・交通安全教室　等）

・高齢者等の見守り活動（多世代交流サロン・子ども食堂　等）

・防犯活動（防犯パトロール・防犯講習会　等）

③東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組

・異文化体験・国際交流イベント・外国人向け防災マニュアルの作成　等）

・デジタル活用支援（オンラインツールを活用した町会イベントの配信　等）

④複数の町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組

・町会合同の防災訓練、町会対抗運動会　等

⑤町会・自治会が他の地域団体と連携し実施する地域の課題解決のための取組

・商店街と連携した地域交流イベント

・高齢者や障害者等の福祉施設と連携による避難訓練

・地元のNPOとの連携による青少年育成事業

＜補助率及び補助限度額＞

①②補助初年度　10／10　次年度以降1／2　限度額20万円

③　補助初年度　10／10　限度額20万円

①②③限度額　区町会連合会　200万円　地区町会連合会　100万円

④　補助初年度　10／10　次年度以降1／2　限度額50万円

⑤　補助初年度　10／10　次年度以降1／2　限度額30万円

**世帯別住居形態の推移について（国勢調査人口等基本集計から）**

1980年（昭和５５年）国勢調査

| | 住宅居住の一般世帯数 | 共同住宅世帯数 | 共同住宅世帯の割合 |
|---|---|---|---|
| 全　国 | 34,008,049 | 8,710,253 | 25.6% |
| 東京23区 | 2,988,461 | 1,766,019 | 59.1% |

2015年（平成２８年）国勢調査

| | 住宅居住の一般世帯数 | 共同住宅世帯数 | 共同住宅世帯の割合 |
|---|---|---|---|
| 全　国 | 52,460,616 | 22,410,483 | 42.7% |
| 東京23区 | 4,723,233 | 3,466,022 | 73.4% |
| 荒川区 | 101,382 | 72,182 | 71.2% |

2020年（令和　２年）国勢調査

| | 住宅居住の一般世帯数 | 共同住宅世帯数 | 共同住宅世帯の割合 |
|---|---|---|---|
| 全　国 | 54,953,523 | 24,493,087 | 44.6% |
| 東京23区 | 5,155,684 | 3,876,669 | 75.2% |
| 荒川区 | 110,595 | 80,048 | 72.4% |

＊表のとおり、共同住宅（マンション、アパート）の割合は、２０２０年の国政調査の結果では、７０％を超えており、年々増加の傾向を示しています。

## 「ふれあい粋・活サロン」地域懇談会　報告

| | | |
|---|---|---|
| 実施日 | 南千住地区 | 令和4年　11月29日 |
| | 荒川地区 | 令和4年　11月21日 |
| | 町屋地区 | 令和4年　11月18日 |
| | 尾久地区 | 令和4年　12月　5日 |
| | 日暮里地区 | 令和4年　11月30日 |
| | テーマ型サロン | 令和4年　11月28日 |
| 会場 | 南千住地区 | 南千住駅前ふれあい館 |
| | 荒川地区 | 障害者福祉会館　アクロスあらかわ |
| | 町屋地区 | 障害者福祉会館　アクロスあらかわ |
| | 尾久地区 | アクト21 |
| | 日暮里地区 | ひぐらしふれあい館 |
| | テーマ型サロン | 障害者福祉会館　アクロスあらかわ |
| 参加者人数 | 合計126名 | |
| 懇談テーマ | ①ふれあい粋・活サロンの意義について | |
| | ②最近気になる地域の課題と解決のアイデア | |

【参加者からのご意見】

①ふれあい粋・活サロンの意義について

・外出の機会、閉じこもり防止になる。
・情報交換の機会になる。
・体を動かす機会になる。
・社会参加の場になる。
・孤立の防止につながる。
・相談できる場所になっている。
・生活情報が得られる。
・人と話がしたい、笑い合いたい、触れ合いたいといった素直な気持ちを満たしてくれる。
・ご近所付き合いが減ったが、サロンに通うことでご近所付き合いや新しい友達もできた。気軽に相談や頼み事を話せ快諾してくれる、サロンはそんな関係ができる場。
・サロン同士の情報を参加者に知らせる事で、通える場がまだまだある事を知ってもらえる!サロン同士のつながりもでき、皆で輪が広がっていくのを実感しています。
・雑談・ゲーム・短い為になる話の3点セットで認知症予防に繋げつつ、皆が楽しめることを大事にしている。
・コロナ禍でサロンが中止していた際、スーパーで参加者を何人か見かけたが、サロンに来ていた時とは別人のように元気がなく、このままではいけないと思いサロンを再開した。
・隣近所で往来が出来ていたがコロナでできなくなり、声を掛け合うのが大事だと気付いた。サロンは会う機会、情報共有の場等であり大切な存在だと気づかされた。
・お互い近所に住んでいるのにサロンでしか会わない人ばかり。だからサロンを続けていきたい。
・迷いながら家族会を立ち上げて続けてきたが、若い方々も手伝ってくれ輪が広がりやってよかったと感じている。

②最近気になる地域の課題と解決のアイデア

・イベントなどの中止で多世代とのふれあう機会が減った。サロンの中で子どもとの交流をする月をつくったりしている。高齢者や子どもが相互にみまもり合えるような取り組みもしたい。
・コロナの影響で気持ちがふさぎ込み、行き来できない。声をかけられないという悪循環がある。
・高齢者が季節外れの服装をして歩いていると心配になる。日常の見守りが必要。
・「エアコンが故障したがどこに連絡したらいいのかわからない」など生活のちょっとしたことを相談されることがある。近所の人同士でで支えられるちょっとしたこともある。
・身寄りがない、年を取るにつれて病気やできない事が増えて困っている高齢者が多いがサロンがある事で住民同士のゆるやかな見守りができている。親しくなることでゴミ捨て時さりげなく声をかけたりしている。
・単身高齢者だと生活上で困る事もある。買い物に行く際に持参するエコバックはリュックタイプをお勧めしたり、サロンでもらった情報のチラシなどを渡したりしている。
・詐欺被害が近くで起きている。サロン等での詐欺手口等の情報を得ると、近所の人に伝えたり、チラシを渡したりしてる。
・多国籍の方が住むようになり様々な文化・習慣・言葉の違いがあり、なかなかコミュニケーションをとる事が難しくなった。ゴミの出し方を外国の方に理解してもらう事が難しい。異文化交流の場があるといい。
・片づけられなくなっている家の人と昔からの知り合いである。今も道端でよく話をし近所の知り合いとして関わり続けている。片づけたいというときには手伝いたい。
・階段を上がるのが怖く、サロン等の集まりに行きたいが行けない参加者が増えた。集まる場所を１階に変更する、近場の他の場所に変更する等して通いやすい空間づくりをしている。

【懇談会を終えてのまとめ】

コロナ禍でふれあい粋・活サロンの活動が一旦止まったことで、サロンがあるからこそ生まれる大切な機会に改めて気づいたというご意見が多くありました。

地域の課題としては、多世代交流機会の減少、高齢者における交流機会の減少、外国籍の方々との付き合い方、詐欺被害、日常生活の中での見守りの必要性、ちょっとした事からの助け合いの必要などがあげられました。

ふれあい粋・活サロンやその他の事業を通し、これらの課題について取り組みを進め、支えあいの活動を広め地域力の向上を図っていくことが必要とされています。

この懇談会では、地域にある課題に対して、解決のアイデアやすでに実践されている取り組み等もこの場で共有でき、この間で浮き彫りになった「人と人とのつながり」の重要性や、ふれあい粋・活サロン世話人の皆様や、町会・民生委員・児童委員の皆様の声掛けや見守りや実践がこのまちの地域力である事を再認識いたしました。

# ボランティア活動・当事者活動者　懇談会 報告

実施日　　令和4年7月2日（土）　13:00 ～ 15:00
会場　　町屋文化センター　ふれあい広場
参加者人数　　34 名
懇談テーマ　　①多様な方がボランティア活動に参加できるように必要なこと
②こんな活動があったらいい
③活動を活発にするためにあったら良い支援は？

【参加者からのご意見】

1　多様な方がボランティア活動に参加できるように必要なこと
- ルールをしっかり伝える
- 子どもにも大人にも分かりやすい説明
- 高齢者や車椅子の方、子供など誰もが利用しやすい場所での活動
- 相手の目線になること、自分の価値観を押し付けない。
- 参加者の方、活動者自身も楽しいと思える活動を行う
- 多様性を受け入れる精神。皆で一緒に生きているとの思い。心のバリアフリー。
- 一言、声をかける勇気。
- 様々な困難を持った人たちの、居場所であったり、孤立させない環境作り
- 自分の趣味やこれまでの経験を、ボランティアとして還元していくこと。
- 障がいがあっても『できることがある』ので、他の人にも知らせたい。
- どんな人でも「やりたい気持ち」が大事する。
- 自分が引きこもっていた時、声かけしてくれる人の存在がありがたかった。無理やりにとういうのではなく、「自分がそこにいる」と思える適度な声かけ
- 「できることをやればいい」と言ってもらったのがうれしかった。

2　こんな活動があったらいい
- 一人暮らし高齢者の見守りや、ちょっとした日常生活での困りごとを解決できる仕組み。
- 気軽に助けを求められるところをつくる
- 夜に子どもが遊べるおもちゃ図書館
- 年をとるとこんなことに困るという事を知る勉強会
- 活動ができるように困っていることを聞き出せるように声をかけにいく。
- 困りごとに応じた「居場所」
- お互い様を広げていくこと
- できることをできる人がする。それを支援する人がいる街づくり
- 孤立をなくすのに、外出できない人のサポーターを増やす講座の公開
- 孤立している高齢者をに簡単な手伝いを安く頼めるしくみ。
- 子どもだけでなく、成人や高齢者も利用できる地域食堂

3　活動を活発にするためにあったら良い支援は？
- 団体同士が繋がること、繋がるきっかけ、交流の場があること
- 個人の困ったと団体の力がうまく繋がる

・いろんなボランティアがあるのか広めてほしい
・困っている人が、声を出して助けを求めてほしい
・活動のことなどで相談できる場所や理解者がいると、活動しやすい
・日頃からの地域の人との関係性が重要。
・個人でできることを各団体に知らせるようなシステムが欲しい
・ボランティア団体の情報を宣伝できるところがほしい！
・つながりがない状態から、はじめの一歩の応援
・ボランティアをしたい人のネットワークづくり
・活動に必要な人材育成・資金・場所（資料など保管）
・情報を気軽に得られる場所
・気軽な雰囲気、・はじめての人が参加しやすい雰囲気づくり（環境）
・無理をしない、させないこと。
・楽しさを伝えていくこと
・仲間になることを支援してくれること。
・やっていたら楽しくなり仲間になる。そういったプロセスへの支援。

【懇談会を終えて～荒川ボランティアセンターとしてのまとめ】
　今回の懇談会に実施にあたり、ボランティア活動・当事者活動者を対象にアンケートを実施した。アンケートは 104 件の回答があり、活動者の意識が高くコロナ禍においても活動を継続している様子が分かった。
　懇談会は、34 名の参加があり、グループワークにより活発な意見交換が行われた。
　懇談会及びアンケートから読み取れる、各テーマに共通の意見と、ボランティアセンターに望まれることを下記にまとめた。

◆3 つのテーマに共通の意見
・活動者が出会う場、活動者のコミュニティの形成が重要。
・コミュニケーションをとることで、相互理解の促進を図り、多文化・多様性の理解を進めていく必要がある。
・多世代共生が大切。
・活動場所の確保が課題。
・情報の発信力向上が必要。

◆ボランティアセンターに望まれていること
・定期的な懇談会の開催により、団体同士のコミュニティや協働関係の形成を促進し地域活動の活性化を図る。
・福祉教育や講座を開催することで多様な地域住民がお互いを知り、地域を知る機会を設け心のバリアフリーを進める。
・多世代が繋がることの出来る居場所作りの支援を行っていく。
・有効な活動場所の確保を実施していく。企業や住民、商店街などに働きかけ、有効な場所の確保に努める。
・ボランティアセンターが情報発信するとともに、各団体、活動者が情報を発信できるよう支援していく。特に、SNSなどを積極的に活用していけるよう、講座などを実施し、支援を行っていく。

「ふれあい粋・活サロン」 一覧
（92 か所　令和 5 年 2 月末現在）

◆ご近所型サロン　52か所

◇南千住地区　①「汐入ふれあいいきいきサロン」
②「駅前サロン」③「サロンかぼちゃ」④「おしゃべり会」
⑤「石浜サロン」⑥「スカハ倶楽部」⑦「アルスサロン」
⑧「サロンあいあい」

◇荒川地区　①「喫茶はなのき」②「喫茶やまぶき」③「喫茶ゆいの森」
④「サロン西文化」⑤「仲道サロン」⑥「本町会うぐいすサロン」
⑦「ほほえみサロン」⑧「西文化いきいきカレークラブ」
⑨「サロン虹の橋」⑩「サロン三丁目」⑪「さわやか出合いサロン」

◇町屋地区　①「町屋六丁目サロン」②「サロン荒木田」
③「実揚ふれあいサロン」④「SunSun カフェテリア」
⑤「おいで・おいで宝船」⑥「サロンエヴァーグリーン」

◇東尾久地区　①「サロン都立大学」②「プラザ尾久橋」
③「ドレミファ・サロン」④「荒川コープカフェ」
⑤「ビューハイツいきいきサロン」

◇西尾久地区　①「ひだまり・あっぷる会」
②「西尾久ふれあい館 ふれあいカフェ」
③「サロン希望」④「さくらサロン宮の前」
⑤「カフェ倶楽部」⑥「ウルトラG☆7」

◇東日暮里地区　①「東日暮里三丁目サロン」②「日暮里寿サロン」
③「うたごえパーク」④「サロンかんかん森」⑤「うぇるかむ」
⑥「六本サロン」⑦「サロン絆」⑧「四丁目なかよし会」

◇西日暮里地区　①「日暮里ふれあいいきいきサロン」②「サロン冠新道」
③「サロン三河島」④「二丁目サロン」
⑤「富士見坂サロン」⑥「サロン道灌山」
⑦「ラウンジクラブ」⑧「ひまわりカフェ」

**ご近所型サロン（旧：地区別ふれあい粋・活サロン）**

それぞれの地域の町会会館やマンションの集会室、ふれあい館等の身近な場所を会場に、 ご近所の方（現在は高齢者の方が中心）が気軽に集まり、交流するサロンです。町会　や自治会、民生委員・児童委員、高年者クラブ、ボランティアの方など様々な方々が主　催し、運営しています。各サロンの内容は、おしゃべりはもちろん、体操や脳トレ、レクリ　エーションや歌、演芸など様々です。多くは月 1 回程度開催しています。

◆テーマ型サロン　40か所

【介護予防型】　①「楽らく会」②南千住・荒川「健康カフェ　コミカレ」
③東日暮里「はな＊はなクラブ」
④南千住西部「すまいるたうんふれあい亭」
⑤西尾久「ふらっとｂサロン」
⑥南千住「プチおしゃべり会」
⑦南千住「アトリエころばん」

【子育て】　⑧子育て喫茶汐たま

【聴覚障がい】　⑨ふくろうの会

【傾聴・交流】　⑩電話相談グループお茶のま　⑪サロン三ノ輪橋

【介護＆認知症】　⑫介護者交流サロン銀の杖　⑬男性介護者サロンM
⑭介護者交流サロン「結」　⑮あら茶会　⑯あら!シアター
⑰あら!元気パーク　⑱Mカフェ～南６
⑲おくすりカフェ inOGP薬局

【地域食堂】　⑳汐入地域食堂　㉑三ノ輪地域食堂　㉒あら!おみそしる

【多世代地域食堂】㉓タヴェルナ～小さな食堂　㉔みんなの子ども食堂～縁～
㉕地域食堂しずか　㉖荒川やまぶきカレークラブ
㉗まちふれみんなDEお食事会

【ひきこもり】　㉘荒川たびだちの会　㉙アライな虹サロン

【不　登　校】　㉚フリートークサロン☆Sophia　（他会場）Sophia　in　Aoba
㉛つながリズム　㉜かたリズム

【子育て（ひとり親）】㉝あらかわシングルマザーサロン

【子育て（多文化）】㉞多言語パーク

【子ども食堂】　㉟ななほしこども食堂　㊱おやつ食堂・ふらっとｂ
㊲東日暮里子ども食堂　㊳みやまえの家
㊴フロイデ～ふれあい食堂

【区内避難者】　㊵ふるさとサロン

**テーマ型サロン（旧：テーマ別ふれあい粋・活サロン、介護予防型ふれあい粋・活サロン・子育てふれあい粋・活サロン）**

生きづらさを抱えた方や同じ課題や困り事を持つ方々の居場所であり、相談し支え合える場です。障がい、介護、介護予防、認知症、ひきこもり、不登校、ひとり親、多文化など様々なテーマのサロンがあります。それぞれの課題の当事者や元当事者、支援者が主催しています。現在、子ども食堂や地域食堂などもテーマ型サロンとして登録しています。多くは月１回程度開催しています。

## 令和４年度　　荒川ボランティアセンター登録団体 （2月末現在）

| | 団体名 | 団体の紹介 |
|---|---|---|
| 1 | 新世界発見ITグループ | 中高年者対象IT指導 |
| 2 | ３５（産後）サポネットin荒川 | 出産前後の手伝いをし、育児の孤立化解消のための取り組みを実施 |
| 3 | あらG | こどもの遊びのサポート・おもちゃの整理や館内の清掃 |
| 4 | 喫茶マーガレット | 知的障がい者の在宅をなくすための喫茶活動 |
| 5 | あらかわ区まちの駅ネットワーク | 「まちの駅」ネットワークを組織し、まちの魅力を引き出す |
| 6 | 荒川区更生保護女性会 | 地域の犯罪予防、青少年の健全育成 |
| 7 | 小中高生の居場所　南千住 | 子どもの居場所づくり、学習の補助や食事の提供 |
| 8 | 八重山うた大哲会　東京あらかわ支部 | 沖縄の八重山地方に伝わる民謡を練習し、ボランティア発表会を実施 |
| 9 | 音訳　カナリアの会 | 録音図書・資料の作成（ＣＤ・カセットテープ）対面音訳 |
| 10 | あいぼら　ITボランティアを勧める会 | パソコンの基本操作を指導 |
| 11 | 子どもの居場所　インまちや | 学習支援と食事を提供し、子どもたちの成長を支援 |
| 12 | えふリズム | 不登校児の支援やその親への支援と交流 |
| 13 | パラパラポナ | フラダンスを施設等で披露 |
| 14 | おやつ食堂　ふらっとｂ | 小中学生と高齢者を対象に学習支援や昼食を提供 |
| 15 | 特定非営利活動法人　すこやか | 介護保険の事業を行い高齢者や障がい者のサポート |
| 16 | 東尾久五丁目仲町会 | 町内活動一般 |
| 17 | 荒川の健康寿命を延ばす会 | 高齢者の健康寿命を延ばすための「フレイル予防」活動 |
| 18 | 荒川マジッククラブ | マジック技術の取得と披露活動 |
| 19 | SK会 | 運動や学習会、散策等を行ないながら、心身の健康維持、推進を計る |
| 20 | 特定非営利活動法人　えん | シェアハウスで共同生活を行い、共有部分での余暇活動 |
| 21 | 銀の杖 | 認知症の方と家族のサポート |
| 22 | 荒川区の歴史を楽しむ会“あらた” | 神社・仏閣の歴史を研究し座学と散策 |
| 23 | 手話音楽　ハローブリッヂ | 誰が見てもわかる”見える音楽”　手話音楽を通し聴覚障がい者と交流 |
| 24 | 植木鉢の会 | 医療・福祉等の聴講をしたり、身近な問題や心配ごとなどを話し合う |
| 25 | フレイル予防隊1期生の会 | 高齢者に対するフレイル予防活動 |
| 26 | 一般社団法人　結YUI | 山谷地区の野宿の人などへの食事配りと巡回看護 |
| 27 | さくらんぼの会 | 古切手の整理 |
| 28 | 社会福祉法人　荒川のぞみの会<br>作業所ボンエルフ | 知的障がい者の人たちが働く作業所 |
| 29 | 社会福祉法人　荒川のぞみの会<br>生活クラブスニーカー | 知的障がい児・者のタイムケア事業 |
| 30 | 南千住六丁目本町会 | 町会活動、おまつり、資源回収など |
| 31 | 手話サークル「朝の会」 | 手話の学習を通して聴覚障がいの方々への理解と交流を図る |
| 32 | 西尾久中町会 | 町会活動、町づくり活動 |
| 33 | 扇倉庫 | 寄附物品を整理 |
| 34 | NPO法人　東京ハイキング協会 | ハイキング、登山、スキー、街歩き、自然環境保全 |
| 35 | レウニル　（じょぶ・あらかわ） | じょぶ・あらかわの登録者や地域住民を対象に運動を通してストレス発散や健康増進を図る活動 |
| 36 | とももともクラブ　（じょぶ・あらかわ） | じょぶ・あらかわに登録している知的・精神障害者の当事者団体 |
| 37 | 西尾久四丁目町会 | 町内活動・資源回収・街なか花だん・祭礼・もちつき・子ども会等 |
| 38 | 荒川手輪の会 | 手話の学習、聴覚障がい者との交流 |
| 39 | 傾聴ボランティアグループ　ダンボの会 | ひとり暮らし、日中独居の高齢者の自宅や施設で傾聴活動、傾聴サロン（サロン三ノ輪橋）の開催 |
| 40 | 一般社団法人　民間災害時動物救済本部 | 災害時（台風・豪雨・地震）の動物レスキュー |
| 41 | NPO法人　バイタルプロジェクト | スポーツを通じて子ども達を元気づける活動、子ども居場所事業 |

| | | |
|---|---|---|
| 42 | 荒川地域猫連絡会 | 屋外に住む猫、室内に住む猫のサポートと情報交換 |
| 43 | ラブリーにゃんこ | 地域猫活動 |
| 44 | 荒川区登録手話通訳者の会 | 手話通訳をとおし、聴覚障がい者の社会参加、福祉向上に協力する活動 |
| 45 | 特定非営利活動法人エコ生活ひろめ隊 | 地球を守る暮らし方を広く楽しく普及啓発する活動 |
| 46 | グリーンサポーター（荒川区） | 街の環境美化活動 |
| 47 | 荒川区社会教育サポーター | 生涯学習支援ボランティア |
| 48 | 特定非営利活動法人　きぼうのいえ | 身寄りのない高齢者の在宅施設の運営、生活困難者の社会復帰の生活支援 |
| 49 | 荒川区観光ボランティアガイドの会 | 荒川区内及び周辺の観光スポット等の案内。 |
| 50 | アゼリアボランティアサークル | 精神障がい当事者を中心とするボランティアサークル |
| 51 | 荒川区国際交流協会 | 国際交流事業や在住外国人支援 |
| 52 | 荒川区西尾久五丁目町会 | 町会活動・町づくり活動 |
| 53 | おもちゃの病院 | おもちゃの修理を行うボランティア団体 |
| 54 | ボラとも | 精神障がい者の社会参加のサポート |
| 55 | 支援サークル　プティパ | 発達障がい、ADHD,ASD,LDなど発達に遅れがある子を育てる親の会 |
| 56 | 特定非営利活動法人　AIMS | がんで親を亡くした子供のグリーフケア。 保護者のピアサポート会 |
| 57 | 荒川サッカー広場 | 知的障がい児のためのフットサル教室 |
| 58 | おもちゃ&ボードゲームライブラリーin荒川 きき | ゲームを通し、様々な世代、立場の人たちと交流、「あらかわしあわせすごろく」づくりを行う団体 |
| 59 | エプロンおばさん | おもちゃ図書館や子育てサロンの布製のおもちゃを手作りする団体 |
| 60 | （特）子ども劇場 荒川・台東・文京 | 子ども達のための舞台芸術の鑑賞と遊びの場づくり |
| 61 | ママ・カフェ　クローバー | 女性の為の居場所づくり |
| 62 | コール・コアラ<br>（動物のコアラのようにおんぶしたりだっこしたり） | 障がいのある人もない人も共に歌って、踊って交流 |
| 63 | 中途視覚障がい者 まごころ作業所 | 視覚障害者が点字、名刺作成や点訳、議事録作成、福祉教育への協力 |
| 64 | 多言語パーク | 多言語、多文化、多世代でお互いの様々な特性を尊重し、地域とのつながりを大切にしながら子育てを行う |
| 65 | おはなし つくしんぼ | 各図書館、学童等で絵本・紙芝居等の読み聞かせ |
| 66 | 要約筆記サークル「あらぺんの会」 | 耳がきこえない又はきこえにくい方達に、文章を要約し、文字にして情報を伝える活動 |
| 67 | 荒川やさしい街づくりの会 | 小中学校の福祉教育講師、バリアフリー調査、パソコン教室、バスハイク |
| 68 | ほしのいえ | 野宿者への夜回り、炊き出しと軽作業所の開放、相談、居場所づくり |
| 69 | 一般社団法人　あじいる | 生活困窮者へ「食」「医療」の無償提供、居場所、社会に関わる機会づくり |
| 70 | 荒川区聴覚障害者協会 | 聴覚障がい当事者の会 |
| 71 | 西尾久剣道教室 | 剣道を通じて、人間形成を目的とする青少年健全育成団体 |
| 72 | 中途失聴難聴者　荒川小鳩の会 | 中失者の生活向上、講演会、表示板普及活動、手話、読話、勉強会の実施 |
| 73 | せんじゅ文庫　あじさい | 昔話を中心とした世代を問わない読み聞かせ |
| 74 | 荒川三丁目中央会 | 町会活動や、地域の活動 |
| 75 | 読んで演じる会　ほっとは～と | 高齢者施設、学童施設に訪問し朗読げきの発表、地域イベント参加 |
| 76 | 荒川たびだちの会 | 不登校・ひきこもり・発達障害の当事者・家族の会 |
| 77 | 荒川区剣道連盟 | 青少年会員の指導育成、生涯スポーツの振興啓発を目的とした活動 |
| 78 | 天王太鼓　つくも会 | 太鼓を通して、青少年健全育成を目的とした活動 |
| 79 | ぱねるんるん | パネルシアターの公演 |
| 80 | 特定非営利活動法人<br>Little　Becs　International | ケニア共和国コロゴッスラムの女性と子どもたちのエンパワーメントを目的に活動 |
| 81 | FLAP | 入院・療養中の子供たちにシミュレーターを使ったイベント支援 |
| 82 | かみしばい　キャラバン | 区内の施設や野外にて紙芝居の上演 |

**あらかわ子ども応援ネットワークに所属する子どもの居場所・食事支援・学習支援・仲間づくり団体**

隣にいる子どもをみんなで応援したいという気持ちで2017年に始まったネットワークです。子どもを取り巻く支援団体、子どもの居場所や子ども食堂、フードバンク等の団体や行政機関や社協等が連携し、安心して「子ども時代」を過ごし、希望の持てる未来をつくるために、それぞれが活動しています。

令和5年2月末 現在

| | オープン型 | クローズ型 | 子どもの居場所 | 子ども食堂 多世代地域食堂 | その他 | 団体名 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 南千住地区 | | ○ | ○ | | | 南千住ほっこりアイランド |
| | | ○ | ○ | | | バイタル・プロジェクト |
| | ○ | | | | ○ | なにかし堂 |
| 荒川地区 | | ○ | ○ | | | 子ども食堂サザンクロス |
| | ○ | | | ○ | | フロイデ～ふれあい食堂～ |
| | | ○ | | ○ | | 地域食堂しずか |
| | ○ | | | ○ | | ななほしこども食堂 |
| 町屋地区 | | ○ | ○ | | | 子ども村ホッとステーション |
| | | ○ | ○ | | | てらこやミモザ |
| | | ○ | ○ | | | 子どもの居場所inまちや |
| | ○ | | | ○ | | 飯と友　たけのこ子ども食堂 |
| | ○ | | | ○ | | まちふれ～みんなDEお食事会 |
| 尾久地区 | ○ | | ○ | | | 子どもの未来塾 |
| | | ○ | | ○ | | みやまえの家 |
| | ○ | | | ○ | | おやつ食堂ふらっとｂ |
| | ○ | | | ○ | | みんなの子ども食堂～縁～ |
| | ○ | | | ○ | | まんまのおかって |
| 日暮里地区 | ○ | | | ○ | | 東日暮里子ども食堂 |
| | ○ | | | ○ | | タヴェルナ～小さな食堂～ |
| 学習支援・仲間づくり | ○ | | | | ○ | EGGS（イーグス） |
| | ○ | | | | ○ | 学習支援ソライロ |
| | | ○ | | ○ | | 学習支援塾みらい～you me～ |
| | | ○ | | | ○ | 不登校支援えふリズム |
| | ○ | | | | ○ | フリースペースAoba |
| | ○ | | | | ○ | シングルマザーサポートネットワーク |
| | ○ | | | | ○ | おもちゃ&ボードゲームライブラリーin荒川きき |

**子どもの居場所**
子どもを中心に、毎週の食事提供のほか、学習支援など

**子ども食堂 & 多世代地域交流食堂**
定期的な食事提供。子ども中心の食堂の他、多世代交流型の地域食堂も

**その他**
社会的課題の解決をめざし、集い交流をする場づくりや学習サポート等

**オープン型**
どなたでも参加できる活動です。

**クローズ型**
様々なニーズをもった子どもたちが対象です。安心して過ごすために、関係機関からの紹介やご家庭からの相談申込みが必要になります。

# 用語解説

## あ

●アウトリーチ
支援が必要な状態であるにも関わらずそれが届いていない人に対して、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報や支援を届けること、及びその手法。

●アライ（Ally）
正しくはストレートアライ（Straight Ally）。自分はLGBTではないけれどLGBTの人たちの活動を支持し、支援している人たちのことを言う。
米国で、LGBTの方々を支援し、同姓愛に対する嫌悪や偏見を持つ価値観などの解消を促すための活動（Straight Alliance）が盛り上がり、これらを支持する人がアライ（Ally）と呼ばれるようになった経緯がある（一般社団法人日本LGBT協会HPより）。
⇒関連用語「LGBTQ」

●インフラ
インフラストラクチャーの略で、生活や産業の基盤となる設備を指す。インフラには、ガス・電気・石油など「エネルギーインフラ」、公共交通機関など「交通インフラ」、その他にも世の中の基盤となり、私たちの生活と直結するインフラがある。

●ウェブサイト
インターネット上で公開されている文書がウェブページのこと。ウェブページのまとまりをウェブサイトと言う。

●SNS（エス・エヌ・エス）
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。インターネットを介して人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービス。　代表的なものにFacebook（フェイスブック）、LINE（ライン）、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）などがある。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）
持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の項目で構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを目指している。

●NGO（エヌ・ジー・オー）
非政府組織（Non-Governmental Organizations）の略。疫病、貧困、飢餓、環境などの国を超えた地球規模の課題に対して、国家や国際機関とは違う、市民や民間としての立場から、国境や民族、宗教の違いを乗り越え、課題解決のために活動する非営利の活動を取り組む団体のこと。

●NPO（エヌ・ピー・オー）
非営利組織（Non-Profit Organization）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。法人格の有無と問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。このうちNPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定の非営利活動を行う団体を指す。

●LGBTQ（エル・ジー・ビー・ティー・キュー）
レズビアン（L：女性同性愛者）・ゲイ（G：男性同性愛者）・バイセクシュアル（B：両性愛者）・トランスジェンダー（T：生まれたときの性別にとらわれずに生きたい人）の頭文字に加えて、自分の性がわからないというクエスチョニングと性的少数者を表すクィアの頭文字Qを加えた、セクシュアルマイノリティ全般を表す言葉。
「LGBT」という言葉は広く知られるようになったが、性的少数者がより多様であることが伝わりやすいように、世界中で「LGBTQ」や「LGBTQIA+」といった様々な表記が使われるようになってきている。

●エンパワメント
個人や団体が自分たちで課題に気づく力や自ら主体的に解決しようとする力を引き出し、その力を伸ばすことを促す支援のことを指す。

●オンライン
コンピュータなどの機器がインターネット回線に接続され、ウェブサイトなどを閲覧したり、メールを送ったりできる状態のこと。その状態で動画配信ソフトなどを使い、多くの人へ情報提供することを「オンライン配信」と言う。

## か

●協働（きょうどう）
複数の団体や機関が分野を超えて目標を共有し、対等な立場でともに力を合わせて活動すること。コラボレーション。

●コーディネーション
生活課題やニーズの解決のために、様々な種類の社会資源や支援を結びつけ、調整を図ること。また、それを担う人のことをコーディネーターと言う。

●高年者クラブ（老人クラブ）
60歳以上の方を対象に、高齢期の生活を心豊かで活力に満ちたものにすることを目的として、教養の向上、健康増進、ボランティア、会員相互の親睦を図る団体。また、農園の運営等を行う「社会奉仕団」としての活動も行っている。
荒川区内の約80の高年者クラブを統括する「NPO法人荒川区高年者クラブ連合会」は、高年者スポーツ大会や芸能大会の企画・運営、会報の発行などを行い、高年者による地域活動、交流活動の推進を図っている。

●高齢者みまもりステーション
荒川区から委託を受けて、社会福祉士等の資格を持った相談員が地域の高齢者に関する相談を受け付ける身近な相談窓口で、区内8カ所の地域包括支援センターに併設されている。
相談員は、電話相談や訪問して相談に応じるほか、介護や福祉に関するサービスの情報提供等を行うとともに、緊急通報システムを活用し、システムの発報情報があった際など、必要に応じて対象者の状況を確認する。

●高齢者みまもりネットワーク
荒川区では、地域の高齢者の安全・安心を確保し、住み慣れた街で暮らし続けられるようにするため、高齢者みまもりステーションを中心として、地域の民生委員、町会・自治会、警察、消防、荒川社協とともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者等の見守りを行うネットワークをつくっている。

●子育て交流サロン
在宅で育児をしている親子などが、日中、自由に時間を過ごせるフリースペースのこと。荒川区では、きらきら子育て交流サロン（旧子ども家庭支援センター）のほか、保育園やゆいの森あらかわ、おもちゃ図書館などに設置され、常駐しているスタッフが子育てに関する各種相談にも応じており、ホッと一息つける親子の居場所になっている。

●子ども食堂
孤立しがちな子どもたちを地域の中で見守るとともに、食事の提供を通して多世代の人々との交流を図る居場所。すべての子ども食堂は、子どもが一人でも安心して来られるように参加費が低額に設定されている（荒川区の補助対象事業）。

●子どもの居場所
概ね1週間に1度、様々な支援が必要な子どもを対象に、学習支援や手作り夕食の提供をし、子どもたちがホッとできる場を設けるなどの一連の活動のこと。様々な人々との出会いや経験も併せて提供し、子どもたち一人ひとりの心身の成長を支えるボランティア活動となっている（荒川区の補助対象事業）。

●子ども家庭総合センター（児童相談所）
荒川区立子ども家庭総合センターは、児童相談所の機能を持ち、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく専門の相談機関。妊娠中の方や18歳未満の子どもとその保護者が対象となっている。

●コミュニティビジネス
住民自身が主体となり、地域の課題をビジネスの手法で解決する事業の総称。お金が回る仕組みにより継続性・持続性が高いことが特徴で、様々な地域課題に対する取り組みが全国で実施されるようになっている。

## さ

●災害時相互応援協定(「災害時等における相互応援に関する協定」)
荒川区の友好交流都市であり、東日本大震災後の支援活動を通して交流を育んできた釜石市社会福祉協議会と荒川社協の間で災害時、早期に応援体制が組めるよう締結した協定。被災地した社協からの応援要請がなくても、被災していない社協が自主的に判断し、災害ボランティアセンターの情報提供、災害ボランティアセンターや福祉避難所への職員派遣、救援に必要な資機材の提供、災害ボランティアセンターホームページの立ち上げ等の支援を行う（平成24年6月8日協定締結）。

●災害時相互協力協定（「災害ボランティアセンターの相互協力に関する協定」）
城北ブロック（文京区、台東区、北区、荒川区）の社会福祉協議会とNPO法人北区市民活動推進機構の5団体で、災害時、情報交換や可能な範囲での相互協力（資機材の提供、区境での協力等）を行う協定（平成25年9月3日協定締結）。

●災害時要配慮者
乳幼児、高齢者、障がいのある方、日本語が得意でない外国の方など、災害時に自力での避難行動等を行うことが困難な人のこと。

●災害ボランティアセンター
災害が発生した時、全国各地から駆け付けるボランティアの力を、必要とする地域や被災した人々に届けられるように調整等を行う拠点。荒川区の災害ボランティアセンターは、荒川区（福祉部国民健康保険課）と荒川社協（荒川ボランティアセンター）が協働でその中心的な役割を担い、荒川総合スポーツセンターにおいて設置、運営することとなっている。

●サマーボランティアスクール
毎年、夏休み期間を利用して、小学生から社会人まで幅広い層の方々を対象に、自分たちの住む地域の福祉に対する関心や理解を深めるきっかけづくり、またボランティア活動への積極的な参加を促進することを目的として、様々な福祉団体や施設等の受入れ先の協力のもと、「ボランティア体験メニュー」への参加者を募っている。

●指定管理者制度
地方公共団体やその外郭団体に限定していた体育館、公園、図書館、公立病院、高齢者施設、保育園など公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した株式会社をはじめとする民間企業やNPO法人ができるようにした制度。荒川社協では、荒川区立荒川福祉作業所、荒川区立荒川生活実習所、荒川区立尾久生活実習所（あらかわ希望の家）本所及び分場、荒川区立障害者福祉会館（アクロスあらかわ）の4施設の指定管理を受託している。

●社会貢献型後見人
成年後見制度を必要とする誰もが適切な後見人を得られるように、後見人の裾野を拡げていくために、親族でも専門職でもなく、ボランティア精神に基づき活動する市民の方々による後見人を、東京都では「社会貢献型後見人」と呼び、養成をしている。

●首都直下地震
政府の地震調査委員会が今後30年以内に70パーセントの確率で起きると予測している、マグニチュード7程度の大地震のこと。

●シングルマザー
離婚、死別、別居、または未婚のまま子どもを養育する女性のこと。ひとり親である状態のことをシングルペアレントと言うが、男性（シングルファーザー）の場合との状況の違いを示す場合に使用することが多い。

●生活支援コーディネーター
高齢者の生活支援と介護予防サービスの体制整備の推進を目的に、ボランティア等による生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘などを行うとともに、社会資源の開発やネットワークづくり、地域のニーズの把握などを行う専門職。

●成年後見制度
認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する民法上の制度。「自己決定の尊重」（=気持ちを尊重する）、「擁護」（=法的権利を守る）、この2つを調和させながら支援していく。

●セクター
産業などの部門、分野のこと。「第三セクター」とは、行政の資金（公共セクター）と民間企業の資金（民間セクター）とを合わせて一定規模の事業を行う分野のことを指す。

●セルフネグレクト
生活や健康が極端に悪化した状態となっても、周囲に助けを求めない状態にあること。ゴミ屋敷や孤立死の原因となることもある。

●ソーシャルファーム
自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が必要なサポートを受け、他の従業員とともに働いている社会的企業のこと（公益財団法人東京しごと財団HPより）。

●ゾーニング
基本的には「区分する」という意味で使われる。福祉避難所においては、感染症の拡大を防ぐために、避難者の過ごす空間を目的に沿って明確に分けることを意味する。

## た

●ダブルケア
子の世話と親（親族）の介護とが同時期に必要となっている状況のこと。

●地域福祉権利擁護事業
高齢や障がいにより判断能力が弱り生活に不安を抱える方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う事業。

●地域包括ケアシステム
高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で継続して暮らせるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体化して包括的な支援・サービスを提供する体制。

●地域包括支援センター
介護保険法で定められた、地域住民の福祉・医療・保健の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように、専門職員（保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が介護、福祉、健康、医療など様々な面から地域の高齢者の支援を行っている。
荒川区には、8つの圏域（南千住西部、南千住東部、荒川、町屋、東尾久、西尾久、東日暮里、西日暮里）ごとに地域包括支援センターがある。

●中間支援組織
行政と地域の間に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域における様々な団体の活動や団体間の連携を支援する組織。主な役割は、資源（人、モノ、カネ、情報）の橋渡しや、団体間のネットワーク推進、価値の創出（政策提言、調査研究）などで、全国各地に設置されている区市町村社会福祉協議会も中間支援組織に位置づけられる。

●DV（ディー・ブイ）
配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある（あった）人からの暴力で、女性が加害者になる場合もある。
殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにする等の精神的なもの、生活費を渡さないなど経済的なもの、性行為の強要など性的なものも含まれる。
多くは家庭という私的な場で起こるため発見されにくく、被害者に恐怖や不安を与える行為が長期に渡り繰返し行われるため、心身に深刻なダメージを及ぼす場合が多い。

## は

●8050（ハチマルゴーマル）
もともとは「80歳代の親と50歳代のひきこもっている子」の世帯のこと。親の高齢化と子の長期化したひきこもり状態により、病気や介護、収入のことなど孤立や困窮につながる複合的な課題のある世帯を意味する言葉として使用される。

●バリアフリー
障がいのある人などが社会生活をしていくときに障壁となっているものをなくすこと。段差の解消など物理的側面の障壁を除くことだけではなく、差別や偏見といった目に見えない障壁など、社会参加を阻害するすべての障壁をなくすこと。

●パントリー
「パントリー」とは、もともと食料品や日用品等を収納しておく保管スペースのこと。近年、子ども食堂等で行われることの多い「直接会場に来場してもらい、食料等を無料で持ち帰ってもらう」という困窮世帯等への支援活動を指して使用されることも多いが、正確には「パントリーピックアップ」という活動である。

●ひきこもり
「様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」を指し、当事者が自尊感情を失っていたり、生きがいをもって自分らしく、より良く生きる意欲や勇気を失っている場合があること、また長期間にわたるひきこもりの状態により心身に悪影響を及ぼす恐れや社会的孤立、経済的な困窮などにつながる可能性があることに留意が必要とされている。

●福祉教育
高齢者や障がい者、性的少数者など様々な人の生活や生き方に学び、多様性への理解や支え合いへの意識など福祉的な感覚を身に付けるとともに、身近にあるバリア等への問題意識を持ってもらうための教育活動。

●福祉作業所
障がいがあるために一般企業への就職が困難な方に、作業の場を提供するとともに、就労支援等を行う事業所。

●フードバンク
家庭にある余剰食品などを無償で譲り受け、DV被害者やホームレス、難民等の人々へ支援団体を通じて配布していく活動。広い意味では、企業からの商品の寄付も含まれる。荒川区では、一般社団法人あじいるが全国各地の団体や地域住民からお米などの食品の提供を受け、生活困窮者、区内の子ども食堂、子どもの居場所等に食材の提供を行っている。

●プラットフォーム
多様な団体や機関、人々を互いに結びつけ、ネットワークを構築する共通の基盤のこと。近年、福祉分野においては、「分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、さらなる展開が生まれる“場”」を指して使用されることが多くなっている。

●フレイル
もともと「か弱さ」や「こわれやすさ」を意味する言葉で、「加齢によって心身が老い衰え、社会とのつながりが減少した状態」を指す言葉として、近年、高齢者福祉において多く使用される。
フレイル状態の高齢者は、健康を保つための配慮が今まで以上に必要な人々であり、適切な評価やサポートをすることで健康寿命を延ばすことが十分に期待できるため、早期に発見し対応することが大切である。
※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく過ごせる期間

●プロボノ（Pro　bono）
社会人が、職業上持っている専門的な知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動、並びにボランティアとして参加する人々。

●法人後見
後見人は家庭裁判所の審判により決定するが、後見人は家族以外に、弁護士・司法書士・社会福祉士などの第三者がなるほか、社協やNPOなどの「法人」がなることもある。荒川社協では、平成19年度からこの法人後見事業を行っている。

●包摂社会
社会的に弱い立場にある人々も含め市民一人ひとりを、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。社会的排除の反対の考え方。

●ボランティアコーディネーター
ボランティア活動をしたい人や団体とボランティアを求めている人や団体との間に立って調整を行う専門職。活動の立ち上げや運営の支援、関係機関との連携など、中間的な立場を活かした調整内容は多岐にわたる。

## ま

●民生委員・児童委員
厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活に困っている人やひとり暮らしの高齢者、児童、障がいのある方等に対し、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務める非常勤の地方公務員。給与の支給はなく、ボランティアとして活動している。すべての民生委員は、児童福祉法によって「児童委員」も兼ねているため、「民生委員・児童委員」と称する。また、育児のことやいじめや不登校、児童虐待のことなど、児童及び妊産婦福祉を専門的に担当するのが「主任児童委員」である。荒川区には、約200人の民生委員・児童委員（うち15人は主任児童委員）がおり、地域福祉の推進を担っている。

## や

●やさしい日本語
外国人等にもわかるように配慮して、簡単にした日本語のこと。もともとは災害発生時に外国人等が必要な情報を得て適切に避難できるようにする目的であったが、外国人だけでなく、子どもや高齢者、障がい者等とのコミュニケーションにも非常に効果的であるため、近年では様々な分野で活用されるようになってきている。

●ヤングケアラー
障がいや病気の家族のために家事や仕事を担ったり、世話や見守りなどを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。責任や負担が重く、学業や友人関係などに大きな支障をきたしていることが多い。

●ユニバーサルウォーク
平成15年度、荒川社協法人化40周年事業としてスタート。各地区の町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ、消防団、警察署と一緒に、子どもから高齢者、障がいのある人々が、ともに防災訓練や防災まち歩きをしながら交流を図り、ともに生きることの大切さや災害時の助け合いの必要性など防災意識を啓発する事業。

## ら

●ライフライン
電気やガス、水道など生活する上で欠かせない住宅機能や設備のこと。
⇒関連用語「インフラ」

## わ

●Wi−Fi（ワイ・ファイ）
ワイヤレス・フィディリティ（Wireless Fidelity）の略で、「高品質な無線通信」を指す。

# 荒川区社会福祉協議会
# たてものmap

①荒川区社会福祉協議会（南千住 1-13-20）
②荒川区立荒川生活実習所・荒川区立荒川福祉作業所（荒川 1-53-9）
③荒川区立障害者福祉会館　アクロスあらかわ（荒川 2-57-8）
④荒川区立尾久生活実習所　あらかわ希望の家本所（西尾久 6-17-3）
⑤荒川区立尾久生活実習所　あらかわ希望の家分場（西尾久 4-6-4）
⑥汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン（南千住 8-12-5-109 べるぽうと汐入東館 1 階）
⑦あらかわ地域活動サロンふらっと、フラット（荒川 3-49-1 荒川区立生涯学習センター 1 階）
⑧おぐぎんざおもちゃ図書館子育て交流サロン（東尾久 4-19-8）

---

荒川区地域福祉活動計画

# あらかわ粋･活計画

第4期

令和 5 年度～ 9 年度


発行年月　令和 5 年3月

発行者　社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
116-0003 東京都荒川区南千住1-13-20
電話 03-3802-2794　FAX 03-3802-3831


---

区民一人ひとりが

「いきいき」と「粋」に活動する

粋な活動計画という意味を込めて

「あらかわ粋･活計画」

という名称にしました

2023.03.500